

ヨ利五・七、一二・八
路二・二四
夕利六・一〇
レ創一五・一〇
ソ利一・九、一三
ツ利六・一四、九、一七
民一五・四
ネ利二・九、五、二二、
六二五、二四・七
ナ利七・九、一〇
四
六六六・三 徒一〇
一三三
ラ出二九・三七
一八・九
民
ム出二九・二
ウ利二・二
井出二九・一八
ノ利二・三

を水に洗ひ祭司一切を携へきたりて壇の上に焼べし是を燔祭となす是即ち火祭にしてエホバに馨しき香たるなり

若また禽を燔祭となしてエホバに獻るならば鴉鳩または雛き鴿を携へ來りて禮物となすべし 祭司はこ

れを壇にたづさへゆきてその首を切やぶりこれを壇の上に焼べしまたその血はこれをしほりいだして壇の一方に

ぬるべし またその穀袋とその内の物はこれを除きて壇の東の方なる灰棄處にこれを棄べし またその翼は

切はなすこと无にこれを割べし而して祭司これを壇の上にて火の上なる薪柴の上に焼べし是を燔祭となす是すな

はち火祭にしてエホバに馨しき香たるなり

第二章

一 人素祭の禮物をエホバに供ふる時は麥粉をもてその禮物となしその上に油をそゝぎ又その上に

乳香を加へ 二 これをアロンの子等なる祭司等の許に携へゆくべし斯てまた祭司はその麥粉と油

一握をその一切の乳香とともに取り之を記念の分となして壇の上に焼べし是すなはち火祭にしてエホバに馨しき

香たるなり 三 素祭の餘はアロンとその子等に歸すべし是はエホバに獻る火祭の一にして至聖物たるなり

四 汝もし爐に焼たる物をもて素祭の禮物となさんとせば麥粉に油を和て作れる無酵菓子および油を抹たる

無酵煎餅を用ふべし 五 汝の素祭とする禮物もし鍋に焼たる物ならば麥粉に油を和て酔いれずに作れる者を用ふ

べし 六 汝これを細に割てその上に油をそゝぐべし是を素祭となす 七 汝の素祭とする禮物もし釜に煮たる物な

らば麥粉と油をもて作れる者を用ふべし 八 汝これ等の物をもて作れる素祭の物をエホバに携へいたるべし是を

祭司に授さば祭司はこれを壇にたづさへ往き 九 その素祭の中より記念の分をとりて壇の上に焚べし是すなはち

一にして至聖物たるなり

二 凡そ汝等がエホバにたづさへいたる素祭は都て酔いれて作るべからず汝等はエホバに献る火祭の中に酔

三 または蜜を入れて焚べからず 但し初熟の禮物をそなふる時には汝等これをエホバにそなふべし然ど馨しき香の

三 ためにこれを壇にそなふる事はなすべからず 汝素祭を献るには凡て鹽をもて之に味くべし汝の神の契約の鹽

を汝の素祭に缺こと勿れ汝禮物をなすには都て鹽をそなふべし

一四 汝初穂の素祭をエホバにそなへんとせば穂を火にやきて穀をさりたる者をもて汝の初穂の禮物にそなふべ

一五 汝また油をその上にほどこし乳香をその上加ふべし是を素祭となす 祭司はその穀を去たる穀物の中

一六 および油の中よりその記念の分を取りその一切の乳香とともにこれを焚べし是すなはちエホバにさゝぐる火祭な

り

第三章

一 人もし酬恩祭の犠牲を献るに當りて牛をとりて之を献るならば牝牡にかゝはらずその全き者をエ
二 ホバの前に供ふべし 三 すなはちその禮物の首に手を按き集會の幕屋の門にこれを宰るべし而して

三 アロンの子等なる祭司等その血を壇の周圍に灑ぐべし 四 彼はまたその酬恩祭の犠牲の中よりして火祭をエホバ

四 に献べし即ち臟腑を裏むところの脂と臟腑の上の一切の脂 五 および二箇の腎とその上の脂の腰の兩傍にある者

五 ならびに肝の上の網膜の腎の上に達る者を取べし 六 而してアロンの子等壇の上において火の上なる薪の上の

六 燔祭の上これを焚べし是すなはち火祭にしてエホバに馨しき香たるなり

六 もしまたエホバに酬恩祭の犠牲を献るにあたりて羊をその禮物となすならば牝牡にかゝはらず其全き者を

- イ利六・二七 太一六
- レ二二 可八・一五
- 路二二・一 哥前五
- 加五・九
- 口出三二・二九
- 二〇・一一
- ハ可九・四九
- 西四・六
- 二民一八・一九
- ホ結四三・二四
- ヘ王下四・四二
- ト利三三・一〇
- チ利二・一
- リ利二・二
- 又利七・一一
- 二二・二二
- ル利一・三
- ヲ出二九・二〇
- カ出二九・二三
- リ利四・八九
- 利一
- リ利三・一
- ヲ出二九・二三
- 二二
- ヨ利三・一

ワ利一・二四
 カ利四・二六
 ヨ民五・一五
 タ利二・二
 レ利四・三五

ツ利四・二六
 ツ利二・三
 ネ利二二・一四
 ナ出三〇・一三
 二七・二五
 ラ喇一〇・一九

ム利六・五、二二・一
 四、二七・二、三一
 五、二七・三一、民五
 七

ノ利五・一五、四・二、
 一三、二二、二七、詩
 一九・二二、路一、二
 四八

ヤ利五・一六
 マ喇一〇・二
 ケ民五・六
 フ出二二・七、一〇
 コ利一九・一一、徒五
 四、西三・九

エ箴二四・二八、二六
 二九
 テ申二二・一、二、三
 ア出三三・一一、利一
 九・一二、耶七・九
 五・四

サ利五・一六、民五・七
 母後二・二六、路
 一九・八

三 れを焚べし是を罪祭となす
 斯祭司は彼が是等の一を犯して獲たる罪のために贖をなすべし然せば彼は赦され

んその残余は素祭とひとしく祭司に歸すべし

一四 エホバ、モーセに告て言たまはく
 人もし過失を爲し知ずしてエホバの聖物を干して罪を獲ることあらば

汝の估價に依り聖所のシケルにしたがひて數シケルの銀にあたる全き牡羊を群の中よりとりその愆のためにこれ

一六 をエホバに携へきたりて愆祭となすべし
 而してその聖物を干して獲たる罪のために償をなしたまた之に五分の

一をくはへて祭司に付すべし祭司はその愆祭の牡羊をもて彼のために贖罪をなすべし然せば彼は赦されん

一七 人もし罪を犯しエホバの誠命の爲べからざる者の一を爲すことあらば假令これを知ざるも尙罪ありその罪

を任べきなり
 即ち汝の估價にしたがひて群の中より全き牡羊をとり愆祭となしてこれを祭司にたづさへいた

一八 るべし祭司は彼が知ずして誤りし過誤のために贖罪をなすべし然せば彼は赦されん
 是を愆祭となすその人は

誠(まこと)にエホバに罪を獲たり

一 エホバまたモーセに告て言たまはく
 人もしエホバにむかひて不信をなして罪を獲ことあり即

ち人の物をあづかり又は質にとり又は奪ひおきて然る事あらずと言ひ或は人を虐る事を爲し
 或

二 は人の落せし物を拾ひおきて然る事なしと言ひ偽りて誓ふことを爲す等凡て人の爲て罪を獲るところの事を一に

三 ても行はじ
 是罪を犯して身に罪ある者なればその奪し物その虐げて取たる物その預りし物その拾ひとりし物

四 および凡てその偽り誓し物を還すべし即ちその原物を還しその上に五分の一をこれに加へその愆祭をさゝぐる

第六章

より彼等に歸せしめたまふ者にて代々永くまもるべき例典たるなり

是すなはち燔祭 素祭 罪祭 愆祭 任職祭 酬恩祭の犠牲の法なり
エホバ、シナイの野においてイスラ

エルの子孫にその禮物をエホバに供ふることを命じたまひし日に是をシナイ山にてモーセに命じたまひしなり

第八章

エホバ、モーセに告て言たまはく
汝アロンとその子等およびその衣服と灌膏と罪祭の牡牛と
二頭の牡羊と無酵パン一筐を携へきたり
また會衆をことごとく集會の幕屋の門に集めよ

一セすなはちエホバの己に命じたまひし如くなしたれば會衆は集會の幕屋の門に集りぬ
モーセ會衆にむかひて言ふエホバの爲せと命じたまへる事は斯のごとしと

而してモーセ、アロンとその子等を携きたり水をもて彼等を洗ひ清め
アロンに裏衣を著せ帯を帯しめ
明衣を纏はせエポデを着しめエポデの帯を之に帯しめこれをもてエポデを其身に結つけ
また胸牌をこれに着

させその胸牌にウリムとトンミムをつけ
その首に頭帽をかむらしめその頭帽の上すなはちその額に金の板の
聖前板をつけたりエホバのモーセに命じたまひし如し

一〇 モーセまた灌膏をとり幕屋とその中の一切の物に灌ぎてこれを聖別め
且これを七度壇にそよぎ壇と
その諸の器具および洗盤とその臺に膏そよぎてこれを聖別め
また灌膏をアロンの首にそよぎ之に膏そよぎ

て聖別たり
モーセまたアロンの子等をつれきたりて裏衣をこれに着せ帯をこれに帯しめ頭巾をこれに蒙らせ
たりエホバのモーセに命じたまひし如くなり

一四 また罪祭の牡牛を牽きたりてアロンとその子等その罪祭の牡牛の頭に手を按り
斯てこれを殺してモー

イ利六・九
ニ利七・一
ヘ利七・二一
リ出二八・二、四
ヲ出二九・四
ヨ出二八・三〇
ソ出三〇・二六—二九
一、二 詩一三三・二
口利六・一、四
ホ出二九・一
利六・ト利一・二
又出三〇・二、四、二五
ワ出二八・四
夕出二九・六
ツ出二九・七、三〇
ホ出二九・八、九
ハ利六・二、五
二〇
チ出二九・一、二、三
ル出二九・四
カ出二九・五
レ出二八・三七
三〇 利二一・二〇、
ナ出二九・一〇 結

四三・二九
ラ利四・四
ム出二九・一二、三六

利四・七 結四三・
二〇、二六 來九・
二二

ウ出二九・一三 利四
八
井出二九・一四 利四
オ出二九・一八

ク出二九・二九、三二
ヤ出二九・二二
マ出二九・二三

ケ出二九・二四
フ出二九・二五

セその血をとり指をもてその血を壇の四周の角につけて壇を潔淨しまた壇の底下にその血を灌ぎて之を聖別め
之がために贖をなせり 一六 モーセまたその臓腑の上の一切の脂肪肝の上の網膜および兩箇の腎とその脂をとりて
之を壇の上に焚り 一七 但しその牡牛その皮その肉およびその糞は營の外にて火に焚りエホバのモーセに命じたま
ひし如し 一八

一八 また燔祭の牡羊を牽きたりてアロンとその子等その牡羊の頭に手を按たり 一九 斯てこれを宰してモーセ
二〇 その血を壇の周圍に灑げり 二〇 而してモーセその牡羊を切さきその頭と肉塊と脂とを焚り 二一 また水をもてその

臓腑と脛を洗ひてモーセその牡羊をことごとく壇の上に焚り是は馨しき香のためにさゝぐる燔祭にしてエホバに
たてまつる火祭たるなりエホバのモーセに命じたまひし如し 二二

二三 また他の牡羊すなはち任職の牡羊を牽きたりてアロンとその子等その牡羊の頭に手を按り 二三 斯てこれを

殺してモーセその血をとり之をアロンの右の耳の端とその右の手の大指と右の足の拇指につけ 二四 またアロンの

子等をつれきたりてその右の耳の端と右の手の大指と右の足の拇指にその血をつけたり而してモーセその血を壇

の周圍に灑げり 二五 彼またその脂と脂の尾および臓腑の上の一切の脂と肝の上の網膜ならびに兩箇の腎とその脂

とその右の腿とを取り 二六 またエホバの前なる無酵パンの筐の中より無酵菓子一箇と油ぬりたるパンの菓子一箇

と煎餅一箇を取り是等をその脂の上とその右の腿の上に載せ 二七 是を凡てアロンの手とその子等の手に授け之を

エホバの前に揺て搖祭となさしめたり 二八 而してモーセまた之を彼等の手より取り壇の上にて燔祭の上にてこれを

焚り是は馨しき香のためにたてまつる任職祭にしてエホバにさゝぐる火祭なり 二九 斯てモーセその胸をとりエホ

バの前にこれを揺て揺祭となせり任職の牡羊の中是はモーセの分に歸する者なりエホバのモーセに命じたまひし如し

而してモーセ灌膏と壇の上の血とをとりて之をアロンとその衣服に灑ぎまたその子等とその子等の衣服に

そよぎアロンとその衣服およびその子等とその子等の衣服を聖別たり

斯てモーセまたアロンとその子等に言けるは集會の幕屋の門にて汝等その肉を煮よ而して任職祭の筐の内

なるパンと偕にこれを其處に食へ是はアロンとその子等これを食ふべしと我に命ありしにしたがふなり

肉とパンの餘れる者は汝等これを火に焚べし 汝等はその任職祭の竟る日まで七日が間は集會の幕屋の門口よ

り出べからず其は汝等の任職は七日にわたればなり 今日行ひて汝等のために罪をあがなふが如くにエホバ

斯せよと命じたまふなり 汝等は集會の幕屋の門口に七日の間日夜居てエホバの命令を守れ然せば汝等死る事

なからん我かく命ぜられたるなり すなはちアロンとその子等はエホバのモーセによりて命じたまひし事等を

盡く爲り

第九章

斯て第八日にいたりてモーセ、アロンとその子等およびイスラエルの長老等と呼 而してアロ

ンに言けるは汝若き牡犢の全き者を罪祭のために取りまた牡羊の全き者を燔祭のために取りてこれ

をエホバの前に獻ぐべし 汝イスラエルの子孫に告て言べし汝等牡山羊を罪祭のために取りまた犢牛と羔羊の

當歳にして全き者を燔祭のために取きたれ また酬恩祭のためにエホバの前に供ふる牡牛と牡羊を取り且油を

和たる素祭をとりきたるべしエホバ今日汝等に顯れたまふべければなり 是に於てモーセの命ぜし物を集會の

イ出二九・二六 八出二九・三一、三二 緒四三・二五、二六 申一一・一 王上二 出二九・一利四・三、ル利四・二三 喇六・ワ利九・六、二三 出
 口出二九・二一、三〇 二出二九・三四 へ來七・一六 八・一四 一七、一〇・一九 二九・四三
 三〇 民三・三 ホ出二九・三〇、三五 下民三・七、九・一九 チ結四三・二四 又利八・一八 ヲ利二・四

カ九・二三 出二四・一四 來五・三、七 五・二
一六 二七、九・七 レ利八・一五
ヨ利四・三 母前三・タ利四・一六、二〇 來 ソ利四・七
ツ利八・一六
ネ利四・八
ナ利四・一一、八・ム利八・二〇
一七
ラ利一・五、八・一九 井利九・三 賽五三・
一〇 來二・二七、オ利九・四、二・二、二
五・三
ノ利一・三、一〇
オ利九・四、二・二、二
ク出二九・三八
ヤ利三・一

六 幕屋の前に携へ來り會衆みな進よりてエホバの前に立ければ 六 モーセ言ふエホバの汝等に爲と命じたまへる者
七 はすなはち是なり斯せばエホバの榮光汝等にあらはれん 七 モーセすなはちアロンに言けるは汝壇に往き汝の罪
祭と汝の燔祭を獻げて己のためと民のために贖罪を爲しました民の禮物を獻げて之がために贖罪をなし凡てエホバ
の命じたまひし如くせよ

九八 是に於てアロン壇に往き自己のためにする罪祭の犢を宰れり 九 しかしてアロンの子等その血をアロンの
許にたづさへ來りければアロン指をその血にひたして之を壇の角につけその血を壇の底下に灌ぎ 一〇 また罪祭の
二 牲の脂と腎と肝の上の網膜を壇の上に焼り凡てエホバのモーセに命じたまひし如し 二 またその肉と皮は營の外
にて火に焚り

二三 アロンまた燔祭の牲を宰りしがその子等これが血を自己の許に携へきたりければ之を壇の周圍に灌げり
一三 彼等また燔祭の牲すなはちその肉塊と頭をかれに持きたりければ彼壇の上にこれを焚き 一四 またその臟腑と
一四 脛を洗ひ壇の上にて之を燔祭の上に焚り

一五 彼また民の禮物を携へきたれり即ち民のためにする罪祭の山羊を取て之を宰り前のごとくに之を獻げて罪
一六 祭となし 一六 また燔祭の牲を牽きたりて定例のごとくに之をさゝげたり 一七 また素祭を携へきたりてその中より
一七 一握をとり朝の燔祭にくはへてこれを壇の上に焚り

一八 アロンまた民のためにする酬恩祭の犠牲なる牡牛と牡羊を宰りしがその子等これが血を己にもちきたり
一九 ければ之を壇の周圍に灑げり 一九 彼等またその牡牛と牡羊の脂およびその脂の尾と臟腑を裹む者と腎と肝の上の

二〇 罪祭の牲を食はゞエホバこれを善と觀たまふや モーセこれを聽て善とせり

第一章

一 エホバ、モーセとアロンに告てこれに言給はく 二 イスラエルの子孫に告て言へ地の諸の獸畜の中汝らが食ふべき四足は是なり 三 凡て獸畜の中蹄の分たる者すなはち蹄の全く分たる反芻者は

四 汝等これを食ふべし 但し反芻者と蹄の分たる者の中汝等の食ふべからざる者は是なり即ち駱駝是は反芻ども

五 蹄わかれざれば汝等には汚たる者なり 山鼠是は反芻ども蹄わかれざれば汝等には汚たる者なり 兎是は

六 反芻ども蹄わかれざれば汝等には汚たる者なり 猪是は蹄あひ分れ蹄まつたく分るれども反芻ことをせざれば

七 汝等には汚たる者なり 汝等は等の者の肉を食ふべからずまたその死體にさはるべからず是等は汝等には汚た

八 る者なり 九 水にある諸の族の中汝等の食ふべき者は是なり凡て水の中にをり海河に居る者にして翅と鱗のある者は

一〇 汝等これを食ふべし 凡て水に動く者凡て水に生る者即ち凡て海河にある者にして翅と鱗なき者は是汝等には

一一 忌はしき者なり 是等は汝等には忌はしき者なり汝等その肉を食ふべからずまたその死體をば忌はしき者とな

一二 すべし 凡て水にありて翅も鱗もなき者は汝等には忌はしき者たるべし

一三 鳥の中に汝等が忌はしとすべき者は是なり是をば食ふべからず是は忌はしき者なり即ち鵬黃鷹鳶 鷓鴣

一四 鷹の類 諸の鴉の類 駝鳥 梟 鷂 雀鷹の類 鸛 鷓鴣 鷺 白鳥 鸚鵡 大鷹 鶴 鸚鵡の類 鷓鴣 鷓鴣

一五 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣

一六 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣

一七 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣

一八 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣

一九 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣 鷓鴣

また凡て羽翼のありて四爬にあるところの昆蟲は汝等には忌はしき者なり 但し羽翼のありて四爬に

イ耶六・二〇、一四・ロ申一四・四 徒一〇 三、一七 二聖五二・二一 太一 二、一五、一八 徒 二、四、一七 哥前八 ホ申一四・九 一、二 何九・四 馬 一、二、一四 二聖五二・二一 太一 一〇・一四、一五、 八 西二・一六、二 へ利七・一八 申一四 一、一〇、一三 八 黎六五・四、 六六、 五、一、二〇 可七 一五・二九 羅一四 一 來九・一〇 三

三 あるく諸の昆虫の中その足に飛腿のありて地に飛ぶものは汝等これを食ふことを得べし 三三すなはち 即ちその中蝗蟲の類
三三 大蝗の類 小蝗の類 蟻蚋の類を汝等食ふことを得べし 三三すなはち 凡て羽翼ありて四爬にあるくところの昆虫はみな汝
等には忌はしき者たるなり

二四 これ等はなんぢらを汚すなり凡て是等の者の死體に捫る者は晩まで汚るべし 三三すなはち 凡てその死體を身に携ふ
二五 凡そ蹄の分れたる獸畜の中その蹄の全く分れざる者
二六 あるひは反芻ことをせざる者の死體は汝等には汚穢たるべし凡てこれに捫る者は汚るべし 二七よつあし 四足にてあるく諸
二七 獸畜の中その掌底にて歩む者は皆汝等には汚穢たるべしその死骸に捫る者は晩まで汚るべし 二八 その死體を身
二八 に携ふる者はその衣服を洗ふべしその身は晩まで汚るべし是等は汝等には汚るべし 二九 地に匍ところの匍行者の中汝等に汚穢となる者は是なり 卽ち鼯鼠 鼯鼠 大蜥蜴の類 三〇 蛤蚧 龍子 守宮
二九 蛇醫 蝦蟇 諸の匍者の中是等は汝等には汚穢たるなり凡てその死たるに捫る者は晩まで汚るべし 三三これら 是等
三〇 の者の死て上に墜たる物は何にもあれ汚るべし木の器具にもあれ衣服にもあれ皮革にもあれ囊袋にもあれ凡そ事
三二 用ふる器は皆これを水に在るべし是は晩まで汚穢ん斯せば是は清まるべし 三三 また是等の中の者瓦の器にお
三三 つればその内にある者みな汚るべし汝らその器を毀つべきなり 三四 また水の入たる食ふべき食物も是等によりて
三四 汚るべく諸般の器にある飲べき飲物も是等に由て汚るべし 三五 是等の者の死體物の上に墮ればその物都て汚るべ
三六 し爐にもあれ土鍋にもあれ之を毀つべきなり是は汚れて汝等には汚れたる者となればなり 三六 然ど泉水あるひは
三七 塘池水の溜は汚るべしこと無し唯その死體に觸る者汚るべし 三七 是等の者の死體は播べき種の上に墮るも其は汚る

レ ビ 記 一一・二二——三七 一九五

三八 ることなし 然ど種の上に水のかゝれる時にその死體上に墮なば其は汝等には汚たるべし

三九 汝等が食ふところの獸畜の死たる時はその死體に捫る者は晩まで汚るべし 四〇 その死體を食ふ者はその

衣服を濯ふべし其身は晩まで汚るゝなりその死體を携ふる者もその衣服を洗ふべしその身は晩まで汚るゝなり

四一 地の上に匍ところの諸の匍行物は忌べき者なり食ふべからず 四二 即ち地に匍ところの諸の匍行物の中凡て

腹ばひ行く者四足にて歩く者ならびに多の足を有つ者は是等をば汝等食ふべからず是等は忌べき者たるなり 四三 汝

等は匍ところの匍行物のためにその身を忌はしき者にするなかれ是等をもてその身を汚すなかれ又是等に汚さる

るなかれ 四四 我は汝等の神エホバなれば汝等その身を聖潔せよ然ば汝等聖者とならん我聖ければなり汝等は必ず

地に匍ところの匍行者をもてその身を汚すことをせざれ 四五 我は汝等の神とならんとて汝等をエジプトの國より

導きいだせしエホバなり我聖ければ汝等聖潔なるべし 四六 是すなはち獸畜と鳥と水に動く諸の生物と地に匍諸の匍行物にかゝはるところの例にして 汚たる者

と潔き者とを分ち食るゝ生物と食はれざる生物とを分つ者なり 四七

一 エホバまたモーセに告て曰たまはく 二 イスラエルの子孫に告て言へ婦女もし種をやどして男子

を生ば七日汚るべし即ちその月の穢の日數ほど汚るゝなり 三 また第八日に至らばその嬰の前の皮

を割べし 四 その婦女は尙その成潔の血に三十三日を歴べしその成潔の日の満るまでは聖物にさはるべからず

聖所にいるべからず 五 若女子を生ば二七日汚るべし月の穢におけるがごとしまたその成潔の血に六十六日を

經べきなり

第二章

經べきなり

イ利一七・二五、三三 三一 二、二〇・七、二六 二出六・七 二利一五・一九 又創一七・二二 路一
八 申一四・二二 五 撒前四・七 後前一 ホ利一・四四 七 五九、二・二一 約
結四・一四、四四 八出一九・六 利一九 一五、一六 へ利一〇・一〇 三 路二・二二 二 七・二二、二三

六 而してその男子あるひは女子につきての成潔の日満なば燔祭の爲に當歳の羔羊を取り罪祭のために雛き

七 鳩あるひは鳩鳩を取てこれを集會の幕屋の門に携へきたり祭司にいたるべし 祭司は之をエホバの前にさ

げてその婦女のために贖罪をなすべし然せばその出血の穢潔まるべし是すなはち男子または女子を生る婦女にか

八 かはるところの例なり 八 その婦女もし羔羊にまで手の届かざる時は鳩鳩二羽か又は雛き鳩二羽を携へきたるべ

し是一は燔祭のため一は罪祭のためなり祭司これがために贖罪をなすべし然せば婦女は潔まるべし

二一 第一三章 エホバ、モーセとアロンに告て言たまはく 人その身の皮に腫あるひは癩あるひは光る處あら

三 アロンの子等に携へいたるべし 三 また祭司は肉の皮のその患處を觀べしその患處の毛もし白くなり且その患處

四 身の皮よりも深く見えなば是癩病の患處なり祭司かれを見て汚たる者となすべし 四 もし又その身の皮の光る處

五 白くありて皮よりも深く見えすまたその毛も白くならずば祭司その患處ある人を七日の間禁鎖おき 第七日に

六 また祭司之を觀べし若その患處變るところ無くまたその患處皮に蔓延ること無ば祭司またその人を七日の間禁鎖

七 おき 第六日かめ 第七日にいたりて祭司ふたゝびその人を觀べしその患處もし薄らぎまたその患處皮に蔓延らずば祭司こ

八 れを潔者となすべし是は癩なりその人は衣服を洗ふべし然せば潔くならん 然どその人祭司に觀られて潔き者

九 となりたる後にいたりてその癩皮に廣く蔓延らば再び祭司にその身を見すべし 祭司これを觀てその癩皮

一〇 に蔓延るを見ば祭司その人を汚たる者となすべし是は癩病なり 祭司これを觀にその皮の腫白くしてその毛

一〇九 人もしその身に癩病の患處あらば祭司にこれを携ゆくべし 祭司これを觀にその皮の腫白くしてその毛

二 も白くなり且その腫に爛肉の見ゆるあらば 是舊き癩病のその身の皮にあるなれば祭司これを汚たる者となす

三 べしその人は汚たる者なればこれを禁鎖るにおよばず 若また癩病大にその皮に發しその患處ある者の皮に遍

一三 満て首より足まで凡て祭司の見るところにおよばず 祭司これを視若その身に遍く癩病の満たるを見ばその

一四 患處ある者を潔き者となすべし其人は全く白くなりたれば潔きなり 然どもし爛肉その人に顯れなば汚たる者

一五 なり 祭司爛肉を視ばその人を汚たる者となすべし爛肉は汚たる者なり是すなはち癩病たり 若またその

一七 爛肉變て白くならばその人は祭司に詣るべし 祭司これを視るにその患處もし白くならをらば祭司その患處

ある者を潔き者となすべしその人は潔きなり

一八 一八 また肉の皮に瘍瘡ありしに愈て 一九 その瘍瘡の地方に白き腫おこり又は白くして微紅き光る處おこるあり

二〇 て之を祭司に見することあらんに 祭司これを視るに皮よりも卑く見てその毛白くならをらば祭司その人を汚

二一 たる者となすべし其は瘍瘡より起りし癩病の患處たるなり 然ど祭司これを觀に其處に白き毛あらずまた皮よ

二三 りも卑からずして却て薄らぎをらば祭司その人を七日の間禁鎖おくべし 而してもし大に皮に蔓延ば祭司その

二四 人を汚たる者となすべし是はその患處なり 然どその光る處もしその所に止りて蔓延ずば是は瘍瘡の痕跡なり

祭司その人を潔き者となすべし

二四 二四 また肉の皮に火傷あらんにその火傷の跡もし微紅くして白く又は只白くして光る處とならば 祭司これ

二五 を視べし若その光る處の毛白くなりてその處皮よりも深く見なば是火傷より起りし癩病なれば祭司その人を汚た

二六 る者となすべし是は癩病の患處たるなり 然ど祭司これを視にその光る處に白き毛あらずまたその處皮よりも

二七 卑からずして却て薄らぎをらば祭司その人を七日の間禁鎖おき 第七日に祭司これを視べしもし大に皮に蔓延

二八 りをらば祭司その人を汚たる者となすべし是は癩病の患處なり 三〇 もしその光る處その所に止り皮に蔓延らすし
て却て薄らぎをらば是火傷の腫なり祭司其人を潔き者となすべし其は是火傷の痕迹なればなり

二九 男あるひは女もし頭または鬚に患處あらば 三〇 祭司その患處を觀べし若皮よりも深く見えまた其處に黄な
る細き毛あらば祭司その人を汚れたる者となすべし其は瘡にして頭または鬚にある癩病なり 三一 若また祭司その

瘡の患處を視に皮よりも深からずしてまた其處に黒き毛あること無ば祭司その瘡の患處ある者を七日の間禁鎖
おき 三二 第七日に祭司その患處を視べしその瘡もし蔓延すまた其處に黄なる毛あらずして皮よりもその瘡深く見
ずば 三三 その人は剃ことをなすべし但しその瘡の上は剃べからず祭司其瘡ある者を尙また七日の間禁鎖おき

三四 第七日に祭司またその瘡を視べし若その瘡皮に蔓延すまた皮よりも深く見ずば祭司その人を潔き者となすべ
しその人はまたその衣服をあらふべし然せば潔くならん 三五 若その潔き者となりし後にいたりてその瘡大に皮に

蔓延りなば 三六 祭司その人を視べし若その瘡皮に蔓延らば祭司は黄なる毛を尋るにおよばずその人は汚たる者な
り 三七 然ど若その瘡止たるごとくに見えて黒き毛の其處に生ずるあらばその瘡瘡たる者にてその人は潔し祭司そ
の人を潔き者となすべし

三八 また男あるひは女その身の皮に光る處すなはち白き光る處あらば 三九 祭司これを視べし若その身の皮の光
る處薄白からば是白斑のその皮に生じたるなればその人は潔し

四〇 人もしその髪の毛頭より脱おつるあるも禿なれば潔し 四一 人もしその面に近き處の頭の毛脱おつるあるも額
の禿たるなれば潔し 四二 然ども若その禿頭または禿額に白く微紅き患處あらば是はその禿頭または禿額に癩病の發

したるなり 四三 祭司これを觀べし若その禿頭あるひは禿額の患處の腫白くして微紅くあり身の肉に癩病のあらは

四四 是癩病人にして汚たる者なり祭司その人をもて全く汚たる者となすべしその患處その頭に

あるなり

四五 癩病の患處ある者はその衣服を裂きその頭を露しその口に蓋をあてゝ居り汚たる者汚たる者とみづから稱

四六 ふべし その患處の身にある日の間は恒に汚たる者たるべしその人は汚たる者なれば人に離れて居るべし即ち

營の外に住居をなすべきなり

四七 若また衣服に癩病の患處起るあらん時は毛の衣にもあれ麻の衣にもあれ 又麻あるひは毛の經線にある

四八 にもせよ緯線にあるにもせよ皮革にあるにもあれ又凡て皮革にて造れる物にあるにもあれ 若その衣服あるひ

四九 は皮革あるひは經線あるひは緯線あるひは凡て皮革にて造れる物に有ところの患處青くあるか又は赤くあらば是

五〇 癩病の患處なり之を祭司に見べし 祭司はその患處を視その患處ある物を七日の間禁鎖おき 第七日にその

患處を視べし若その衣服あるひは經線あるひは緯線あるひは毛あるひは皮革あるひは凡て皮革にて造れる物にあ

五二 るところの患處蔓延をらばこれ悪き癩病にしてその物は汚たる者なり 彼その患處あるところの衣服毛または

麻の經線緯線あるひは凡て皮革にて造れる物を燬べし是は悪き癩病なりその物を火に焼べし

五三 然ど祭司これを視に患處もしその衣服あるひは經線あるひは緯線あるひは凡て皮革にて造れる物に蔓延す

五四 祭司命じてその患處ある物を濯はせ尙七日の間之を禁鎖おき 而して祭司その濯ひし患處を觀べし患處

もし色の變ることなくば患處の蔓延ことあらざるも是は汚たる者なり汝これを火に燬べし是は表面にあるも裏面

にあるも共に腐蝕の陷なり

イ結二四・一七・三二 ハ民五・二二・二一・四 路一七・二二
米三・七 王下七・三、一五、二利一四・四四
口哀四・一五 五代下二六・二一

ホ大八・二、四 可一、一四
四〇、四四 路五・へ民一九六
一、二、一四、一七、ト來九・二九

チ詩五一・七
リ王下五・一〇、一四
又來九・一三

ル利一三・六
ヲ利一・二五
ワ民一・二、一五

カ大八・四可一・四四
路五・一四

五六 然ど濯たる後に祭司これを視るにその患處薄らぎたらばその衣服あるひは皮革あるひは經線あるひは緯線

五七 より患處を切とるべし 然るに尙またその衣服あるひは經線あるひは緯線あるひは凡て皮革にて造れる物に

五八 患處のあらはるゝあらば是再發なり汝その患處ある物を火に焼べし また汝が濯ふところの衣服あるひは經線

あるひは緯線あるひは凡て皮革にて造れる物よりして若その患處脱さらば再びこれを濯ふべし然せば潔し

五九 是すなはち毛または麻の衣服および經線緯線ならびに凡て皮革にて造りたる物に起れる癩病の患處をしら

べて潔と汚たるとを定むるところの條例なり

第一四章

一 エホバ、モーセに告て言たまはく 癩病人の潔めらるゝ日の定例は是のごとし即ちその人を

祭司の許に携へゆくべし 先祭司營より出ゆきて觀祭司もし癩病人の身にありし癩病の患處の痊

たるを見ば 祭司その潔めらるゝ者のために命じて生る潔き鳥二羽に香柏と紅の線と牛膝草を取きたらしめ

六五 祭司また命じてその鳥一羽を瓦の器の内にて活水の上に殺さしめ 而してその生る鳥を取り香柏と紅の線と

七 牛膝草をも取て之を夫活水の上に殺したる鳥の血の中にその生る鳥とともに濡し 癩病より潔められんとする

八 者にこれを七回灑ぎてこれを潔き者となしその生る鳥をば野に放つべし 潔めらるゝ者はその衣服を濯ひその

九 毛髪をことごとく剃おとし水に身を滌ぎて潔くなり然る後に營に入きたるべし但し七日の間は自己の天幕の外に

居るべし 而して第七日にその身の毛髪をことごとく剃べし即ちその頭の髪と鬚と眉とをことごとく剃りまた

その衣服を濯ひ且その身を水に滌ぎて潔くなるべし

一〇 第八日にいたりてその人二匹の全き羔羊の牡と當歳なる一匹の全き羔羊の牝を取りまた麥粉十分の三に油

二六 血を取りこれをその潔めらるべき者の右の耳の端と右の手の大指と右の足の拇指につけ 二六 また祭司その油の

二七 中を己の左の手の掌に傾ぎ 二七 而して祭司その右の指をもて左の手の油を七回エホバの前に灑ぎ 二八 亦祭司その

二九 潔めらるべき者の右の耳と右の手の大指と右の足の拇指において愆祭の牲の血をつけし處にその手の油をつくべ

三〇 し 二九 またその手に残れる油をば祭司その潔めらるべき者の首に之をつけエホバの前にてその人のために贖罪を

三〇 なすべし 三〇 その人はその手のおよぶところの鳩鴉または雛き鴿一羽を獻ぐべし 三一 即ちその手のおよぶところ

三二 の者一を罪祭に一を燔祭に爲べし祭司はその潔めらるべき者のためにエホバの前に贖罪をなすべし 三二 癩病の患

三三 處ありし人にてその潔禮に用ふべき物に手の届ざる者は之をその條例とすべし 三三 我が汝らの産業に與ふるカナンの地に汝等の至らん時に我

三四 エホバ、モーセとアロンに告て言たまはく 三四 我が汝らの産業に與ふるカナンの地に汝等の至らん時に我

三五 汝らの産業の地の或家に癩病の患處を生ぜしむること有ば 三五 その家の主來り祭司に告て患處のごとき者家に現

三六 はると言べし 三六 然る時は祭司命じて祭司のその患處を視に行く前にその家を空しむべし是は家にある物の凡て

三七 汚れざらんためなり而して後に祭司いりてその家を觀べし 三七 その患處を觀にもしその家の壁に青くまたは赤き

三八 窪の患處ありて壁よりも卑く見えなば 三八 祭司その家を出て家の門にいたり七日の間家を閉おき 三九 祭司第七日

四〇 にまた來りて視るべしその患處もし家の壁に蔓延をらば 四〇 祭司命じてその患處ある石を取のぞきて邑の外の

四一 汚穢所にこれを棄しめ 四一 またその家の内の四周を刮らしむべしその刮りし灰沙は之を邑の外の汚穢所に傾け

四二 他石を取てその石の所に入かふべし而して彼の灰沙をとりて家を塗べきなり 四二 祭司また來り

四三 斯石を取のぞき家を刮りてこれを塗かへし後にその患處もし再びおこりて家に發しなば 四三 祭司また來り

四五 て視べし患處もし家に蔓延たらば是家にある悪き癩病なれば其は汚るゝなり 彼その家を毀ちその石その木お

四六 よびその家の灰沙をことごとく邑の外の汚穢所に搬びいだすべし 其の家を閉おける日の間にこれに入る者は

四七 晩まで汚るべし 其の家を閉おける者はその衣服を洗ふべし其の家を閉おける者はその衣服を洗ふべし

四八 然ど祭司いりて視にその患處家を塗かへし後に家に蔓延ずば是患處の瘡たる者なれば祭司その家を潔き者

四九 となすべし 彼すなはちその家を潔むるために鳥二羽に香柏と紅の線と牛膝草を取り 其の鳥一羽を瓦の器

五〇 の内にて活る水の上に殺し 香柏と牛膝草と紅の線と生鳥を取てこれをその殺せし鳥の血なる活る水に浸し

五二 七回家に灑ぐべし 斯祭司鳥の血と活る水と生る鳥と香柏と牛膝草と紅の線をもて家を潔め 其の生る鳥を

五三 邑の外の野に縦ちその家のために贖罪をなすべし然せば其は潔くならん

五四 是すなはち癩病の諸患處瘡 および衣服と家屋の癩病 ならびに腫と癬と光る處とに關る條例にして

五七 何の日潔きか何の日汚たるかを教ふる者なり癩病の條例は是のごとし

第一五章

一 エホバ、モーセとアロンに告て言たまはく イスラエルの子孫に告て言へ凡そ人その肉に流出

二 あらばその流出のために汚るべし 其の流出に由て汚るゝこと是のごとし即ちその肉の流出した

三 たるもその肉の流出滯ほるも共にその汚穢となるなり 流出ある者の臥たる床は凡て汚るまたその人の坐し

四 たる物は凡て汚るべし 其の床に觸る人は衣服をあらひ水に身を滌ぐべし其の身は晩まで汚るゝなり 流出

五 ある人の坐したる物の上に坐する人は衣服を洗ひ水に身をそゝぐべし其の身は晩まで汚るゝなり 流出ある者

六 の身に觸る人は衣服を洗ひ水に身を滌ぐべし其の身は晩まで汚るゝなり 流出ある者

イ利一三・五一 聖五 八利一四・二〇 へ利一四・三四 二〇 可五・二五 一五
二利一三・三〇 二利一三・二二 利一三・四四 五・二 路八・四三
口利一四・四 水利一三・四七 子申二四・八 結四四 母後三・二九 太九 ヌ利一・二五、一七

ル利六・二八、一一、八
ヨ利一四・一九、三一
レ母前二・二四
三二・三三
タ利一五・二八、一四
カ利一四・三〇、三一
タ利二二・四、申二三
ソ利一・二二
一〇
ツ利二〇・一八

九 ばその人衣服を洗ひ水に身を滌ぐべしその身は晩まで汚るゝなり 流出ある者の乗たる物は凡て汚るべし

一〇 またその下になりし物に觸る人は皆晩まで汚るまた其等の物を携ふる者は衣服を洗ひ水に身をそぐべしそ

二 身の身は晩まで汚るゝなり 流出ある者手を水に洗はずして人にさはらばその人は衣服を洗ひ水に身を滌ぐべし

三 その身は晩まで汚るゝなり 流出ある者の捫りし瓦の器は凡て碎くべし木の器は凡て水に洗ふべし

三 流出ある者その流出やみて潔くならば己の成潔のために七日を數へその衣服を洗ひ活る水にその體を滌ぐ

一四 べし然せば潔くなるべし 而して第八日に鴉鳩二羽または雛き鴿二羽を自己のために取り集會の幕屋の門にき

一五 たりてエホバの前にゆき之を祭司に付すべし 祭司はその一を罪祭に一を燔祭に獻げ而して祭司その人の流出

のためにエホバの前に贖罪をなすべし

一六 人もし精の洩ることあらばその全身を水にあらふべしその身は晩まで汚るゝなり 凡て精の粘着たる

一八 衣服皮革などは皆水に洗ふべし是は晩まで汚るゝなり 男もし女と寢て精を洩さば二人ともに水に身を滌ぐべ

しその身は晩まで汚るゝなり

一九 また婦女流出あらんにその肉の流出もし血ならば七日の間不潔なり凡て彼に捫る者は晩まで汚るべし

二〇 その不潔の間に彼が臥たるところの物は凡て汚るべし又彼がその上に坐れる物も皆汚れん 二二 その床に捫る

者は皆衣服を洗ひ水に身を滌ぐべしその身は晩まで汚るゝなり 彼が凡て坐りし物に捫る者は皆衣服を洗ひ水

二二 に身を滌ぐべしその身は晩まで汚るゝなり 彼の床の上またはその凡て坐りし物の上にある血に捫らばその人

二四 は晩まで汚るゝなり 人もし婦女と寢てその不潔を身に得ば七日汚るべしその人の臥たる床は凡て汚れん

二五 婦女もしその血の流出不潔の期の外にありて多くの日に渉ることあり又その流出する事不潔の期に逾るあ

二六 らばその汚穢の流出する日の間は凡てその不潔の時の如くにしてその身汚る 凡てその流出ある日の間彼が臥

二七 ところの床は彼におけること不潔の床のごとし凡そ彼が坐れる物はその汚るゝこと不潔の汚穢のごとし 是等

二八 の物に捫る人は凡て汚るその衣服を洗ひ水に身を滌ぐべしその身は晩まで汚るゝなり 彼もしその流出やみて

二九 淨まらば七日を算ふべし而して後潔くならん 彼第八日に鴈鳩二羽または雛き鴿二羽を自己のために取りこれ

三〇 を祭司に携へ來り集會の幕屋の門にいたるべし 祭司その一を罪祭に一を燔祭に獻げ而して祭司かれが汚穢の

流出のためにエホバの前に贖を爲べし 祭司その一を罪祭に一を燔祭に獻げ而して祭司かれが汚穢の

三一 斯汝等イスラエルの子孫をその汚穢に離れしむべし是は彼等その中間にある吾が幕屋を汚してその汚穢に

死ることなからん爲なり 死ることなからん爲なり

三三 是すなはち流出ある者その精を洩してこれに身を汚せし者 其の不潔を患ふ婦女或は男あるひは女の

流出ある者汚たる婦女と寢たる者等に關るところの條例なり 流出ある者汚たる婦女と寢たる者等に關るところの條例なり

第一十六章

一 アロンの子等二人がエホバの前に獻ぐることを爲て死たる後にエホバ、モーセに斯告たまへり
二 即ちエホバ、モーセに言たまひけるは汝の兄弟アロンに告よ時をわかたずして障蔽の幕の内なる

聖所にいり櫃の上なる贖罪所の前にいたるべからず是死ることなからんためなり其は我雲のうちにありて贖罪

所の上にあらはるべければなり アロン聖所にいるには斯すべしすなはち櫃の牡を罪祭のために取り牡羊を

燔祭のために取り 聖き麻の裏衣を着麻の禰をその肉にまとひ麻の帶をもて身に帶し麻の頭帽を冠るべし是

イ太九二〇 可五・ハ利一一・四七申 二民五・三、一九・一 ホ利一五・二
二五 路八・四三 二四・八 結四四・ 三、二〇結五・二、一、ヘ利一五・一六
口利一五・一三 二三 三三・三八 三三・三八 卜利一五・一九
チ利一五・二五 ル出三〇・一〇 利 七出二五・二二、四〇 王上八・一
リ利一五・二四 二三・二七 來九・ 三、四 王上八・一
又利一〇・二二 七、一〇・一九 〇一・二 二五
カ利四・三

ヨ出二八・三九、四二、
四三 利六・一〇
結四四・一七、一八
夕出三〇・二〇 利八 結四五・二二、二三 本利一〇・一民一六、
六、七、 利九・七 來五・二、 一八、四六 默八・五 四六 默八・三、四 ノ來二・一七、五・二、 夕出二九・三六 結
レ利四・二四 民二九 七・二七、二八、九、 ナ出三〇・三四 四出二五・二二 九・七、二八 四五・一八 來九、
二一 代下二九、 七 三・二五、一〇・四 一利一六・二 來六、 二二、二三
二一 喇六・一七 ツ約登二・二 民一六・七、一八、 井利四・六 二

五 は聖衣なりその身を水にあらひてこれを着べし 五 またイスラエルの子孫の會衆の中より牡山羊二匹を罪祭の
ために取り牡羊一匹を燔祭のために取べし

七六 アロンは自己のためなるその罪祭の牡牛を牽きたりて自己とその家族のために贖罪をなすべし アロン

八 またその兩隻の山羊を取り集會の幕屋の門にてエホバの前にこれを置き 八 その兩隻の山羊のために籤を擧べし

九 即ち一の籤をエホバのためにし一の籤をアザゼルのためにすべし 九 而してアロンそのエホバの籤にあたりし

一〇 山羊を献げて罪祭となすべし 一〇 又アザゼルの籤にあたりし山羊はこれをエホバの前に生しおきこれをもて贖罪

をなしこれを野におくりてアザゼルにいたらすべし

二 即ちアロン己のためなるその罪祭の牡牛を牽きたりて自己とその家族のために贖罪をなし自己のためなる

三 其罪祭の牡牛を宰り 三 而して火鼎をとりエホバの前の壇よりして熱れる火を之に盈てまた兩手に細末の馨しき

香を盈て之を障蔽の幕の中に携へいり 三 エホバの前に於て香をその火に放べ香の煙の雲をして律法の上なる

四 贖罪所を蓋はしむべし然せば彼死することあらじ 四 彼またその牡牛の血をとり指をもて之を贖罪所の東面に灑ぎ

また指をもてその血を贖罪所の前に七回灑ぐべし

五 斯してまた民のためなるその罪祭の山羊を宰りその血を障蔽の幕の内に携へいりかの牡牛の血をもて爲し

六 ごとくその血をもて爲しこれを贖罪所の上と贖罪所の前に灑ぎ 六 イスラエルの子孫の汚穢とその諸の悖れる罪

七 とに縁て聖所のために贖罪を爲べし即ち彼等の汚穢の中間にある集會の幕屋のために斯なすべきなり 七 彼が

聖所（ホ）において贖罪（ホ）をなさんとて入たる時はその自己（ホ）と己（ホ）の家族（ホ）とイスラエルの全會衆（ホ）のために贖罪（ホ）をなして

出るまでは何人も集會（ホ）の幕屋（ホ）の内に居べからず 一八 斯て彼エホバの前の壇（ホ）に出きたり之がために贖罪（ホ）をなすべし

即ちその牡牛（ホ）の血（ホ）と山羊（ホ）の血（ホ）を取て壇（ホ）の四周（ホ）の角（ホ）につけ 一九 また指（ホ）をもて七回（ホ）その血（ホ）を其（ホ）の上に灑（ホ）ぎイスラエル

の子孫（ホ）の汚穢（ホ）をのぞきて其（ホ）を潔（ホ）よろし且聖別（ホ）べし 二〇 斯かれ聖所（ホ）と集會（ホ）の幕屋（ホ）と壇（ホ）のために贖罪（ホ）をなしてかの生る山羊（ホ）を牽きたるべし 然る時アロンその

生る山羊（ホ）の頭（ホ）に兩手（ホ）を按（ホ）ぎイスラエルの子孫（ホ）の諸（ホ）の惡事（ホ）とその諸（ホ）の悖反（ホ）の罪（ホ）をことごとくその上（ホ）に承認（ホ）はして

これを山羊（ホ）の頭（ホ）に載（ホ）せ選（ホ）びおける人（ホ）の手（ホ）をもてこれを野（ホ）に遣（ホ）るべし 二三 その山羊（ホ）彼等（ホ）の諸惡（ホ）を人（ホ）なき地（ホ）に任（ホ）ゆく

べきなり即ちその山羊（ホ）を野（ホ）に遣（ホ）るべし 二四 斯してアロン集會（ホ）の幕屋（ホ）にいりその聖所（ホ）にいりし時に穿（ホ）たる麻（ホ）の衣（ホ）を脱（ホ）て其處（ホ）に置き 聖所（ホ）において

その身（ホ）を水（ホ）にそゞぎ衣服（ホ）をつけて出（ホ）で自己（ホ）の燔祭（ホ）と民（ホ）の燔祭（ホ）とを献（ホ）げて自己（ホ）と民（ホ）とのために贖罪（ホ）をなすべし

二五 また罪祭（ホ）の牲（ホ）の脂（ホ）を壇（ホ）の上（ホ）に焚（ホ）べきなり 二六 かの山羊（ホ）をアザゼル（ホ）に遣（ホ）りし者は衣服（ホ）を濯（ホ）ひ水（ホ）に身（ホ）を滌（ホ）ぎて

然る後營（ホ）にいるべし 二七 聖所（ホ）において贖罪（ホ）をなさんために其血（ホ）を携（ホ）へ入たる罪祭（ホ）の牡牛（ホ）と罪祭（ホ）の山羊（ホ）とは之を

營（ホ）の外（ホ）に携（ホ）へいだしその皮（ホ）と肉（ホ）と糞（ホ）を火（ホ）に燒（ホ）べし 二八 之（ホ）を燒（ホ）たる者は衣服（ホ）を濯（ホ）ひ水（ホ）に身（ホ）を滌（ホ）ぎて然る後營（ホ）にいる

べし 二九 汝等（ホ）永（ホ）く此例（ホ）を守（ホ）るべし即ち七月（ホ）にいたらばその月（ホ）の十日（ホ）に汝等（ホ）その身（ホ）をなやまし何（ホ）の工（ホ）をも爲（ホ）べからず

自己（ホ）の國（ホ）の人（ホ）もまた汝等（ホ）の中（ホ）に寄寓（ホ）る外國（ホ）の人（ホ）も共に然（ホ）すべし 三〇 其（ホ）はこの日（ホ）に祭司（ホ）汝ら（ホ）のために贖罪（ホ）をなして

イ出三四・三 路一・七、一八 來九・二 二利一六・一六 結 へ黎五三・一一、一二 ト結四二・一四、四四 リ利四・一〇

一〇 出三四・一〇 利四 へ結四三・二〇 ホ黎五三・六 二八 彼前二・二四 手利一六・三、五 又利一五・五 ル利四・一二、二二、ヲ出三〇・一〇 利 但一〇・三、一二

六・三〇 來一三・ 二二・二七 民二九 七 黎五八・三、五

二二・三三 四五・二〇 約一・二九 來九・ 二九 二八 彼前二・二四 手利一六・三、五 又利一五・五 ル利四・一二、二二、ヲ出三〇・一〇 利 但一〇・三、一二

一三 一得二・一五、一六 三三 雅五・一二 九利一九・三二 創 二三 雅二・九
 木出二〇・四 利二六 一得二〇・一五、二二 才利一八・二二 四二・一八 利二五 出二三・一 詩一五 テ約登二・九、一一、
 一・一 哥前二〇・一四 二、七、一〇、一二 可一〇・一九 撒前 二七 傳五・七 彼 三、五〇・二〇 彼 三・一五 約二二
 約登五・二二 申五・一九 四・六 前二・二七 一一・一三、二〇 一太一八・一五 路 七 母後一三・二二 彼
 ナ出三四・一七 申 井利六・二 弗四・二五 ヤ申二四・一四、一五 出二三・二、三 申 一九 結二三・九 一七・三 加六・一 二〇・二二 羅二二
 二七・二五 西三・九 馬三・五 雅五・四 一・一七、一六・一 出二三・一、七 五上 弗五・一一 提前五 一七、一九 加五・
 ラ利七・一六 二利三三・二二 申 ノ出二〇・七 利六・三 マ申二七・一八 羅 九、二七・一九 詩 二一・一三 太二六 二〇 提後四・二 二〇 弗四・三一
 二四・一九、二〇、二 申五・一一 太五・ 一四・一三 八二・二 羅四・ 六〇、六一、二七、 多一・一三、二、一五 雅五・九 彼前二・一

七 日とその翌日に於てすべし若残りて三日にいたらばこれを火に焼べし 七 もし第三日に少にても之を食ふことあ

八 らば是は憎むべき物となりて受納られざるべし 八 これを食ふ者はエホバの聖物を汚すによりてその罰を蒙むるべ

し即ちその人は民の中より絶さられん

九 汝その地の穀物を穫るときには汝等その田野の隅々までを盡く穫可らず亦汝の穀物の遺穂を拾ふべからず

一〇 また汝の菓樹園の菓を取つくすべからずまた汝の菓樹園に落たる菓を斂むべからず貧者と旅客のために

これを遺しおくべし我は汝らの神エホバなり

一一 汝等竊むべからず偽べからず互に欺くべからず 一二 汝等わが名を指て偽り誓ふべからずまた汝の神の名を

汚すべからず我はエホバなり

一三 汝の鄰人を虐ぐべからずまたその物を奪ふべからず傭人の値を明朝まで汝の許に留めおくべからず 一四 汝

聾者を誣ふべからずまた聾者の前に礙物をおくべからず汝の神を畏るべし我はエホバなり

一五 汝審判をなすに方りて不義を行なふべからず貧窮者を偏り護べからず權ある者を曲て庇くべからず但公義

をもて汝の鄰を審判べし 一六 汝の民の間に往めぐりて人を護るべからず汝の鄰人の血をながすべからず我はエホ

バなり

一七 汝心に汝の兄弟を惡むべからず必ず汝の鄰人を勸戒むべし彼の故によりて罪を身にうくる勿れ 一八 汝仇

ハ ば汝等宜く自ら聖潔して聖あるべし我は汝らの神エホバたるなり 汝等わが條例を守りこれを行ふべし我は汝

九 らを聖別るエホバなり 凡てその父またはその母を詛ふ者はかならず誅さるべし彼その父またはその母を詛ひ

たればその血は自身に歸すべきなり

一〇 人の妻と姦淫する人すなはちその鄰の妻と姦淫する者あればその姦夫淫婦ともにかならず誅さるべし

二二 二 その父の妻と寝る人は父を辱しむるなり兩人ともにかならず誅さるべしその血は自己に歸せん 人もし

三 その子の妻と寝る時は二人ともにかならず誅さるべし是憎むべき事を行へばなりその血は自己に歸せん 人も

し婦人と寝ることく男子と寝ることをせば是はその二人憎むべき事をおこなふなり二人ともにかならず誅さるべし

二四 その血は自己に歸せん 人妻を娶る時にその母をもに娶らば是悪き事なり彼も彼等もともに火に焼るべし

二五 是汝らの中に悪き事の無らんためなり 男子もし獣畜と交合しなばかならず誅さるべし汝らまたその獣畜を殺

二六 すべし 婦人もし獣畜に近づきこれと交らばその婦人と獣畜を殺すべし是等はともに必ず誅さるべしその血は

自己に歸せん

二七 人もしその姉妹すなはちその父の女子あるひは母の女子を取りて此は彼の陰所を見彼は此の陰所を見なば

是恥べき事をなすなりその民の子孫の前にてその二人を絶べし彼その姉妹と淫したればその罪を任べきなり

二八 人もし經水ある婦人と寝て彼の陰所を露すことあり即ち男子その婦人の源を露し婦人また己の血の源を露す

二九 あらば二人ともにその民の中より絶るべし 汝の母の姉妹または汝の父の姉妹の陰所を露すべからず斯する時

三〇 はその骨肉の親たる者の陰所をあらはすなれば二人ともにその罪を任べきなり 人もしその伯叔の妻と寝る時

イ利一九・三七 二八 二〇 太一五・四 後一・二六 四・五 三三・一七 創一九 二七・二三
口出三一・一三 利 八出二一・一七 申 二利二〇・一一、一二 ホ利一八・二〇 申 へ利一八・八 申二七 利一八・二三
二二・八 結三七・ 二七・一六 饑二〇 一三、一六、二七 母 二二・二三 約八・ 二三 三三 五 士一九・二二 利一八・二三 申
ト利一八・二五 二七・二三 二七・二二 申 又利一八・一七 申 二七・二二

一 利一八・九 申二七 夕利一八・一四
 二 利一八・二九、一五
 三 利一八・二二、一三
 四 利一八・二五、二八
 五 利一八・三、二四、三
 六 利一八・三、二四、三
 七 利一八・二七、六、八
 八 利一八・二六、一四、三
 九 利一八・二七、一四、三
 一〇 利一八・二七、一四、三
 一一 利一八・二七、一四、三
 一二 利一八・二七、一四、三
 一三 利一八・二七、一四、三
 一四 利一八・二七、一四、三
 一五 利一八・二七、一四、三
 一六 利一八・二七、一四、三
 一七 利一八・二七、一四、三
 一八 利一八・二七、一四、三
 一九 利一八・二七、一四、三
 二〇 利一八・二七、一四、三
 二一 利一八・二七、一四、三
 二二 利一八・二七、一四、三
 二三 利一八・二七、一四、三
 二四 利一八・二七、一四、三
 二五 利一八・二七、一四、三
 二六 利一八・二七、一四、三
 二七 利一八・二七、一四、三
 二八 利一八・二七、一四、三
 二九 利一八・二七、一四、三
 三〇 利一八・二七、一四、三
 三一 利一八・二七、一四、三
 三二 利一八・二七、一四、三
 三三 利一八・二七、一四、三
 三四 利一八・二七、一四、三
 三五 利一八・二七、一四、三
 三六 利一八・二七、一四、三
 三七 利一八・二七、一四、三
 三八 利一八・二七、一四、三
 三九 利一八・二七、一四、三
 四〇 利一八・二七、一四、三
 四一 利一八・二七、一四、三
 四二 利一八・二七、一四、三
 四三 利一八・二七、一四、三
 四四 利一八・二七、一四、三
 四五 利一八・二七、一四、三
 四六 利一八・二七、一四、三
 四七 利一八・二七、一四、三
 四八 利一八・二七、一四、三
 四九 利一八・二七、一四、三
 五〇 利一八・二七、一四、三
 五一 利一八・二七、一四、三
 五二 利一八・二七、一四、三
 五三 利一八・二七、一四、三
 五四 利一八・二七、一四、三
 五五 利一八・二七、一四、三
 五六 利一八・二七、一四、三
 五七 利一八・二七、一四、三
 五八 利一八・二七、一四、三
 五九 利一八・二七、一四、三
 六〇 利一八・二七、一四、三
 六一 利一八・二七、一四、三
 六二 利一八・二七、一四、三
 六三 利一八・二七、一四、三
 六四 利一八・二七、一四、三
 六五 利一八・二七、一四、三
 六六 利一八・二七、一四、三
 六七 利一八・二七、一四、三
 六八 利一八・二七、一四、三
 六九 利一八・二七、一四、三
 七〇 利一八・二七、一四、三
 七一 利一八・二七、一四、三
 七二 利一八・二七、一四、三
 七三 利一八・二七、一四、三
 七四 利一八・二七、一四、三
 七五 利一八・二七、一四、三
 七六 利一八・二七、一四、三
 七七 利一八・二七、一四、三
 七八 利一八・二七、一四、三
 七九 利一八・二七、一四、三
 八〇 利一八・二七、一四、三
 八一 利一八・二七、一四、三
 八二 利一八・二七、一四、三
 八三 利一八・二七、一四、三
 八四 利一八・二七、一四、三
 八五 利一八・二七、一四、三
 八六 利一八・二七、一四、三
 八七 利一八・二七、一四、三
 八八 利一八・二七、一四、三
 八九 利一八・二七、一四、三
 九〇 利一八・二七、一四、三
 九一 利一八・二七、一四、三
 九二 利一八・二七、一四、三
 九三 利一八・二七、一四、三
 九四 利一八・二七、一四、三
 九五 利一八・二七、一四、三
 九六 利一八・二七、一四、三
 九七 利一八・二七、一四、三
 九八 利一八・二七、一四、三
 九九 利一八・二七、一四、三
 一〇〇 利一八・二七、一四、三

二 是是の伯叔の陰所を露すなれば二人ともにその罪を任ひ子なくして死ん 人もしその兄弟の妻を取ば是汚は
 しき事なり彼その兄弟の陰所を露したるなればその二人は子なかるべし

三 汝等は我が一切の條例と一切の律法を守りて之を行ふべし然せば我が汝らを任せんとて導き行ところの地
 汝らを吐いだすことを爲じ 汝らの前より我が逐はらふところの國人の例に汝ら歩行べからず彼等はこの諸の

四 事をなしたれば我かれらを悪むなり 我さきに汝等に言へり汝等その地を獲ん我これを汝らに與へて獲さすべ
 し是は乳と蜜の流るゝ地なり我は汝らの神エホバにして汝らを他の民より區別てり 汝等は獸畜の潔と汚たる

五 と禽の潔と汚たるを區別べし汝等は我が汚たる者として汝らのために區別たる獸畜または禽または地に匍ふ
 諸の物をもて汝らの身を汚すべからず 汝等は我の聖者となるべし其は我エホバ聖ければなり我また汝等を

六 して我の所有とならしめんがために汝らを他の民より區別たるなり
 男または女の憑鬼者をなし或は卜筮をなす者はかならず誅さるべし即ち石をもてこれを撃べし彼等の血は
 彼らに歸せん

七 第二一章 エホバ、モーセに告て言たまはくアロンの子等なる祭司等に告てこれに言へ民の中の死人のため
 に身を汚す者あるべからず 但しその骨肉の親のためすなはちその母のため父のため男子のため

八 女子のため兄弟のため またその姉妹の處女にして未だ夫あらざる者のためには身を汚すも宜し 祭司はそ
 の民の中の長者なれば身を汚して褻たる者となるべからず 彼等は髪をそりて頭に毛なき所をつくるべからず

六 その鬚の兩傍を損ずべからずまたその身に傷つくべからず 六 その神に對て聖あるべくまたその神の名をけがす

七 べからず彼等はエホバの火祭すなはち其神の食物を献ぐる者なれば聖あるべきなり 七 彼等は妓女または汚れた

八 る女を妻に娶るべからずまた夫に出されたる女を娶るべからず其はその身エホバにむかひて聖ければなり 八 汝

九 かれをもて聖者とすべし彼は汝の神エホバの食物を献ぐる者なればなり汝すなはちこれをもて聖者とすべし

一〇 其は我エホバ汝らを聖別る者聖ければなり 祭司の女たる者淫行をなしてその身を汚さは是その父を汚すなり

二一 火をもてこれを焼べし

二二 一〇 その兄弟の中灌膏を首にそゝがれ職に任ぜられて祭司の長となれる者はその頭をあらはすべからずまた

二三 その衣服を裂べからず 二二 死人の所に往べからずまたその父のためにも母のためにも身を汚すべからず

二四 聖所より出べからずその神の聖所を褻すべからず其はその神の任職の灌膏首にあればなり我はエホバなり

二五 彼妻には處女を娶るべし 一四 寡婦休れたる婦または汚れたる婦妓女等は娶るべからず惟自己の民の中の處女

二六 を妻にめとるべし 一五 その民の中に自己の子孫を汚すべからずエホバこれを聖別ればなり

二七 エホバ、モーセに告て言たまはく 一七 アロンに告て言へ凡そ汝の歴代の子孫の中身に疵ある者は進みより

二八 てその神エホバの食物を献ぐる事を爲べからず 一八 凡て疵ある人は進みよるべからずすなはち警者跛者および鼻

二九 の缺たる者 成餘るところ身にある者 一九 脚の折たる者手の折たる者 二〇 僂偻者侏儒目に雲膜ある者 疥ある

三〇 者 癬ある者 外腎の壞れたる者等は進みよるべからず 二一 凡そ祭司アロンの子孫の中身に疵ある者は進みよりて

三一 エホバの火祭を獻ぐべからず彼は身に疵あるなれば進みよりてエホバの食物を獻ぐべからざるなり 二二 神の食物

イ利一八・二二、一九 結四四・二二 へ創三八・二四 三二民三五・二五 リ利一〇・六
二申二四・二二 二出二九・二九、三〇 出二八・二 利一六 又民一九・二四 利 七出二八・三六 利八
口利三・一一 ホ利二〇・七八 利八・二二、一六、 三三 二二・二二 九、一二、三〇 九、一二、三〇 九、一二、三〇
カ利二一・八 夕利三・一一 夕利三・一一 夕利三・一一 夕利三・一一 夕利三・一一 夕利三・一一 夕利三・一一

レ利二二・二三
ソ申二三・一
ツ利二一・六

ネ利二・三、一〇、六、ム民六・三
一七、二九、七、一、ウ出二八・三八、民
二四・九、民一八・九、一八・三二、申一五
ナ利二二・一〇、一一、二九
一二、民一八・一九、井利一八・二二
ラ利二一・二二、ノ利七・二〇
オ利一五・二二
ケ利一四・二、一五、
ヤ民一九・二、二二
マ利一五・一六
ケ利一四・四三、
四四
フ利一五・七、一九
コ利一五・五、來一〇
エ利二一・二二、民
一八・二一、二三、
サ母前二一・六
テ出二二・三一、利
一七・二五、結四四
キ民一八・二一、二三

三 至聖者も聖者も彼は食ふことを得 然ど障蔽の幕に至べからずまた祭壇に近よるべからず其は身に疵あれば
二 なり斯かれわが聖所を汚すべからず其は我エホバこれを聖別ればなり 二四 モーセすなはちアロンとその子等およ
びイスラエルの一切の子孫にこれを告たり

第二章

一 エホバ、モーセに告て言たまはく 二 汝アロンとその子等に告て彼等をしてイスラエルの子孫の
聖物のみだりに享用ざらしめまたその聖別て我にさへげたる物についてわが名を汚すこと無らしむ
三 べし我はエホバなり 彼等に言へ凡そ汝等の歴代の子孫の中都てイスラエルの子孫の聖別て我にさへげし聖物
四 に汚たる身をもて近く者あればその人はわが前より絶るべし我はエホバなり 四 アロンの子孫の中癩病ある者ま
たは流出ある者は凡てその潔くなるまで聖物を食ふべからずまた死躰に汚れたる物に捫れる者または精をもらせ
五 る者 または凡て人を汚すところの匍行物に捫れる者または何の汚穢を論はず人をして汚れしむるところの人
六 に捫れる者 此のごとき物に捫る者は晩まで汚るべしまたその身を水にて洗ふにあらざれば聖物を食ふべから
七 ず 日の入たる時は潔くなるべければその後聖物を食ふべし是はその食物なればなり 八 自ら死たる物または
九 裂ころされし者を食ひて之をもて身を汚すべからず我はエホバなり 彼等これを襲してこれが爲に罪を獲て死
るにいたらざるやう我が例規をまもるべし我エホバ是等を聖せり
一〇 外國の人は聖物を食ふ可らず祭司の客あるひは傭人は聖物を食ふべからざるなり 然ど祭司金をもて
人を買たる時はその者はこれを食ふことを得またその家に生れし者も然り彼等は祭司の食物を食ふことを得べし

三 祭司の女子もし外國の人に嫁ぎなば禮物なる聖物を食ふべからず 祭司の女子寡婦となるありまたは出さ

るゝありて子なくしてその父の家にかへり幼時のごとくにてあらばその父の食物を食ふことを得べし但し外國の

二四 人はこれを食ふべからず 人もし誤りて聖物を食はゞその聖物にこれが五分一を加へて祭司に付すべし 一五

一六 スラエルの子孫がエホバに献ぐるところの聖物を彼等襲すべからず 一六 その聖物を食ふ者にはその愆の罰をかう

むらしむべし其は我エホバこれを聖すればなり

一七 エホバまたモーセに告て言たまはく 一八 アロンとその子等およびイスラエルの一切の子孫に告てこれに言

へ凡そイスラエルにをる外國の人の中願還の禮物または自意の禮物をエホバに獻げて燔祭となさんとする者は

一九 一〇 其の受納らるゝやうに牛羊あるひは山羊の牡の全き者を獻ぐべし 二〇 凡て疵ある者は汝ら獻ぐべからず是は

二二 その物なんぢらのために受納られざるべければなり 二二 凡て願を還さんとしまたは自意の禮物をなさんとして牛

あるひは羊をもて酬恩祭の犠牲を獻上る者はその受納らるゝやうに全き者を取べし其物には何の疵もあらしむべ

三三 からざるなり 三三 即ち盲なる者折たる所ある者切斷たる處ある者腫物ある者疥ある者癬ある者は

三三 汝等これをエホバに獻ぐべからずまた壇の上に火祭となしてエホバにたてまつるべからず 牛あるひは羊の成

餘れる所または成足ざる所ある者は汝らこれを自意の禮物には用ふるも宜し然ど願還においては是は受納らる

二四 ることなかるべし 二四 汝等外腎を打壊りまたは壓つぶしまたは割きまたは斬りたる者をエホバに獻ぐべからずま

二五 た汝らの國の中に斯る事を行ふべからず 二五 汝らまた異邦人の手よりも是等の物を受て神の食に供ふることを爲

べからず其は是等は缺あり疵ある者なるに因て汝らのために受納らるゝことあらざればなり

イ創三八・一一 ハ利五・一五、一六 へ利一・二、三、一〇 申一五・二一、一七 一四 彼前一・二九 一、二三 詩六一・ 又利三・一、六 三、五
ヨ利一〇・一四 民 二民一八・三二 民一五・一四 一 馬一・八、一四 利七・一六 民一五 八、六五・一 傳五 利三・二〇 馬一
一八・二一、一九 ホ利三三・九 ト利一・三三 弗五・二七 來九・ 三、八 申三三・二 四、五 八 利一・九、一三、三、

方民一五・一五、一六
 三利二一・六、一七
 夕馬一・二四
 レ出三三・三〇
 ソ申二二・六
 ツ利七・二二詩一〇七
 ・二二、一六、一七
 四〇
 ラ利一八・二一
 摩四・五
 太六・九
 路一・二
 一〇・二〇 詩八一
 三三 申五・一三 路
 一八 民九・二、三、
 七 出三三・一六、一九、
 二八・一六、一七 申
 三四・二二、二六 民
 一五・二、一八、二八
 二六 申一六・九
 三三 一五
 一〇・二〇 詩八一
 三三 申五・一三 路
 一八 民九・二、三、
 七 出三三・一六、一九、
 二八・一六、一七 申
 三四・二二、二六 民
 一五・二、一八、二八
 二六 申一六・九
 三三 一五

二六 エホバ、モーセに告て言たまはく
 二七 牛羊または山羊生れなば之を七日その母につけ置べし八日より後は
 二八 是はエホバに火祭とすれば受納らるべし 牝牛にもあれ牝羊にもあれ汝らその母と子とを同日に殺すべからず
 二九 汝ら感謝の犠牲をエホバに献ぐる時は汝らの受納らるゝやうに献ぐべし 是はその日の内に食つくすべし
 三〇 明日まで遺しおくべからず我はエホバなり 汝らわが誠命を守り且これを行ふべし我はエホバなり 汝等わ
 三一 が名を瀆すべからず我はかへつてイスラエルの子孫の中に聖者とあらはるべきなり我はエホバにして汝らを聖く
 三二 する者 汝らの神とならんとて汝らをエジプトの國より導きいだせし者なり我はエホバなり
 三三

第二章

一 エホバ、モーセに告て言たまはく 二 イスラエルの子孫につげて之に言へ汝らが宣告て聖會とな
 すべきエホバの節期は是のごとし我が節期はすなはち是なり 六日の間業務をなすべし第七日は
 三 休むべき安息日にして聖會なり汝ら何の業をもなすべからず是は汝らがその一切の住所において守るべきエホバ
 四 の安息日なり

四 その期々に汝らが宣告べきエホバの節期たる聖會は是なり 五 すなはち正月の十四日の晩はエホバの
 六 踰越節なり 七 またその月の十五日はエホバの酵いれぬパンの節なり七日の間汝等酵いれぬパンを食ふべし
 七 その首の日には汝ら聖會をなすべし何の職業をも爲すべからず 八 汝ら七日のあひだエホバに火祭を献ぐべし
 九 第七日にはまた聖會をなし何の職業をもなすべからず

一〇 エホバまたモーセにつげて言たまはく 一〇 イスラエルの子孫につげて之に言へ汝らわが汝らにたまふとこ
 一〇九

ワ民二九・一 二九・七 ソ出三三・一六 民 八・二四 亞一四・ 二八 約七・三七 一・一四、二・一五
 カ利二五・九 夕刺一七・一四 二九・一二 申一六 一六 約七・二 申一六・八 代下七 ナ利二三・二、四
 ヨ利一六・三〇 民 レ利二〇・三、五、六 二二 喇三・四 尼 ツ民二九・三五 尼八 九 尼八・一八 耳 ラ民二九・三九

の穀物の遺穂を拾ふべからずこれを貧き者と客旅とに遺しおくべし我は汝らの神エホバなり

二三三 エホバまたモーセに告て言たまはく 二三四 イスラエルの子孫に告て言へ七月においては汝らその月の一日を

二三四 もて安息の日となすべし是は喇叭を吹て記念するの日にして即ち聖會たり 二三五 汝ら何の職業をもなすべからず

二三五 惟エホバに火祭を獻ぐべし

二五六 エホバまたモーセに告て言たまはく 二五七 殊にまたその七月の十日は贖罪の日にして汝らにおいて聖會たり

二五八 汝等身をなやましたまた火祭をエホバに獻ぐべし 二五九 その日には汝ら何の工をもなすべからず其は汝らのために汝

二五九 らの神エホバの前に贖罪をなすべき贖罪の日なればなり 二六〇 凡てその日に身をなやますことをせざる者はその民

二六〇 の中より絶れん 二六一 またその日に何の工にても爲ものあれば我その人をその民の中より滅しさらん 二六一 汝等何の

二六一 工をもなすべからず是は汝らがその一切の住所において代々永く守るべき條例なり 二六二 是は汝らの休むべき安息

二六二 日なり汝らその身をなやますべしまたその月の九日の晩すなはちその晩より翌晩まで汝等その安息をまもるべし

二六三 エホバまたモーセに告て言たまはく 二六四 イスラエルの子孫に告て言へその七月の十五日は 結茅節なり

二六四 七日のあひだエホバの前にこれを守るべし 二六五 首の日には聖會を開くべし何の職業をもなすべからず 二六六 汝等ま

二六五 た七日のあひだ火祭をエホバに獻ぐべし而して第八日に汝等の中に聖會を開きまた火祭をエホバに獻ぐべし是は

二六六 會の終結なり汝ら何の職業をもなすべからず

二六七 儲是等はエホバの節期にして汝らが宣告て聖會となし火祭をエホバに獻ぐべき者なり即ち燔祭 素祭 犠牲

二六八 および灌祭等をその獻ぐべき日にしたがひて獻ぐべし 二六九 この外にエホバの諸安息日ありまた外に汝らの獻物

ありまた外に汝らの諸の願還の禮物ありまた外に汝らの自意の禮物あり是みな汝らがエホバに献る者なり

三九 汝らその地の作物を斂めし時は七月の十五日よりして七日の間エホバの節筵をまもるべし即ち初の日にも

四〇 安息をなし第八日にも安息をなすべし 四〇 その首の日には汝等佳樹の枝を取べしすなはち棕櫚の枝と茂れる樹の

四一 條と水楊の枝とを取りて七日の間汝らの神エホバの前に樂むべし 四一 汝ら歳に七日エホバに此節筵をまもるべ

四二 し汝ら代々ながくこの條例を守り七月にこれを祝ふべし 四二 汝ら七日のあひだ茅廬に居りイスラエルに生れたる

四三 人はみな茅廬に居べし 四三 斯するは我がイスラエルの子孫をエジプトの地より導き出せし時にこれを茅廬に住し

四四 めし事を汝らの代々の子孫に知しめんためなり我は汝らの神エホバなり 四四 モーセすなはちエホバの節期をイス

ラエルの子孫に告たり

第二四章

一 エホバまたモーセに告て言たまはく 二 イスラエルの子孫に命じ橄欖を搗て取たる清き油を燈火

三 のために汝に持きたらしめて絶ず燈火をとすべし 三 またアロンは集會の幕屋において律法の前

四 なる幕の外にて絶ずエホバの前にその燈火を整ふべし是は汝らが代々ながく守るべき定例なり 四 彼すなはち

エホバの前にて純精の燈臺の上にその燈火を絶ず整ふべきなり

五 汝麥粉を取りこれをもて菓子十二を焼べし菓子一箇には其の十分の二をもちふべし 六 而してこれをエホ

七 バの前なる純精の案の上に二累に積み一累に六宛あらしむべし 七 汝また淨き乳香をその累の上に置きこれをし

八 てそのパンの上において記念とならしめエホバにたてまつりて火祭となすべし 八 安息日ごとに絶ずこれをエホ

九 バの前に供ふべし是はイスラエルの子孫の献ぐべき者にして永遠の契約たるなり 九 これはアロンとその子等に

イ出二三・一六 申 八申一六・一四、一五 ホ尼八・一四—一六 三三 代下二・四 路六・四
一六・一三 二民二九・一二 尼八 へ申三一・一三 詩 七 出二七・二〇、二一 又出二五・三〇 來九・二 ワ母前二・六 太
口尼八・一五 二八 七八・五、六 三九 代下 ヲ民四・七 代上九 一三・四 可二・二六

第二十五章

一 エホバ、シナイ山にてモーセに告て言たまはく 二 イスラエルの子孫につけて之に言ふべし我が

三 汝らに與ふる地に汝ら至らん時はその地にもエホバにむかひて安息を守らしむべし 四 六年のあひ

五 だ汝その田野に種播きまた六年のあひだ汝その菓園の物を剪伐てその果を斂むべし 六 然ど第七年には地に安

七 息をなさしむべし是エホバにむかひてする安息なり汝その田野に種播べからずまたその菓園の物を剪伐べから

八 ず 九 汝の穀物の自然生たる者は穫べからずまた汝の葡萄樹の修理なしに結べる葡萄は斂むべからず是地の安息

一〇 の年なればなり 一 安息の年の産物は汝らの食となるべしすなはち汝と汝の僕と汝の婢と汝の傭人と汝の所に

二 寄寓る他國の人 三 ならびに汝の家畜と汝の國の中の獸みなその産物をもて食となすべし

四 汝安息の年を七次かぞふべし是すなはち七年を七回かぞふるなり安息の年七次の間はすなはち四十九年な

五 り 六 七月の十日になんぢ喇叭の聲を鳴わたらしむべし即ち贖罪の日になんぢら國の中にあまねく喇叭を吹なら

七 さしめ 八 かくしてその第五十年を聖め國中の一切の人民に自由を宣しめすべしこの年はなんぢらにはヨベルの

九 年なりなんぢらおのおのその産業に歸りおのおのその家にかへるべし 一〇 その五十年はなんぢらにはヨベルなり

一一 なんぢら種播べからずまた自然生たる物を穫べからず修理なしになりたる葡萄を斂むべからず 一二 この年はヨベ

一三 ルにしてなんぢらに聖ければなりなんぢらは田野の産物をくらふべし 一四 なんぢの鄰に物を賣りまたは汝の鄰の手

一五 このヨベルの年にはなんぢらおのおのその産業にかへるべし 一六 なんぢの後の年の數にしたがひてなんぢその鄰より買

一七 より物を買ふ時はなんぢらたがひに相欺むくべからず 一八 ヨベルの後の年の數にしたがひてなんぢその鄰より買

一九 ことをなすべし彼もまたその果を得べき年の數にしたがひてなんぢに賣ことをなすべきなり 二〇 年の數多ときは

イ出二三・一〇 利口王下一九・二九 四 耶三四・八、一 三六・四 七 利二五・一〇、二七 一九・一三 每前 又利二七・二八、二三
二六・三四、三五 代 八利二三・二四、二七 五、一七 路四・一九 へ利二五・五 二二・三四 米二・
下三六・二一 二賽六一・二、六三、 ホ利二五・一三 民 卜利二五・六、七 利二五・一七 利 二 哥前六・八

ル利二五・一四 一〇 詩四・八 燧 レ太六・二五、三一 ナ申三二・四三 代下 三九・二二、一一九 耶三二・七、八
 ヲ利二五・四三、一九 一・三三 耶二三・六 ソ出二六・二九 申 七・二〇 詩八五・ 一九 彼前二・一一 井利五・七
 ・二四、三二 ヨ利二六・五 結三四 二八・八 一 耳二・一八、三 ム得二・二〇、四・四、ノ利二五・五〇、五一、
 ヲ利一九・三七 二五、二七、二八 ツ王下一九・二九 六 五二
 カ利二六・五 申一二 夕利二五・四、五 ネ書五・二二、一二 ヲ代上二九・一五 詩 ウ得三・二、九、一二 才利二五・一三

なんぢその値を増し年の數少なきときはなんぢその値を減すべし即ち彼その果の多少にしたがひてこれを汝に賣

るべきなり 汝らたがひに相欺むくべからず汝の神を畏るべし我は汝らの神エホバなり

汝等わが法度を行ひまたわが律法を守りてこれを行ふべし然せば汝ら安泰にその地に住ことを得ん 地

はその産物を出さん汝等は飽までに食ひて安泰に其處に住ことを得べし 汝等は我等もし第七年に種をまかず

またその産物を斂めずは何を食はんやと言か 我命じて第六年に恩澤を汝等に降し三年だけの果を結ばしむべ

し 汝等第八年には種を播ん然ど第九年までその舊き果を食ふことを得んすなはちその果のいできたるまで汝

ら舊き者を食ふことを得べし

地を賣には限りなく賣べからず地は我の有なればなり汝らは客旅また寄寓者にして我とともに在るなり

汝らの産業の地に於ては凡てその地を贖ふことを許すべし 汝の兄弟もし零落てその産業を賣しことあら

ばその贖業人たる親戚きたりてその兄弟の賣たる者を贖ふべし 若また人の之を贖ふ者あらずして己みづから

之を贖ふことを得にいたらば その賣てよりの年を數へて之が餘の分をその買主に償ふべし然せばその産業に

かへることを得ん 然ど若これをその人に償ふことを得ずばその賣たる者は買主の手にヨベルの年まで在て

ヨベルに及びてもどさるべし彼すなはちその産業にかへることを得ん

人石垣ある城邑内の住宅を賣ことあらんに賣てより全一年の間はこれを贖ふことを得べし即ち期定の日

の内にその贖をなすべきなり もし全一年の内に贖ふことなくばその石垣ある城邑内の家は買主の者に確定

レ賽一四・二
ソ利二五・三九
ツ利二五・四三
ネ利二五・二五、三五
ム伯七・一
賽一六・
二一・二、三
一四、二一・二六
井利二五・四二
ウ利二五・四一
出ノ出二〇・四、五
申五
八、一六・二二、
オ利一九・三〇
二七・二五
詩九七
七

の中よりも汝ら買ことを得また彼等の中汝らの國に生れて汝らと偕に居る人々の家よりも然り彼等は汝らの所有

となるべし 汝ら彼らを獲て汝らの後の子孫の所有に遺し之に彼等を有ちてその所有となさしむることを得べ

し彼等は永く汝らの奴隸とならん然ど汝らの兄弟なるイスラエルの子孫をば汝等たがひに厳しく相使ふべからず

汝の中なる客旅又は寄寓者にして富を致しその傍に住る汝の兄弟零落て汝の中なるその客旅あるひは寄寓

者あるひは客旅の家の分支などに身を賣ることあらば その身を賣たる後に贖はるゝことを得その兄弟の一人

これを贖ふべし その伯叔または伯叔の子これを贖ふべくその家の骨肉の親たる者これを贖ふべしまた若能せ

ば自ら贖ふべし 然る時は彼己が身を賣たる年よりヨベルの年までをその買主とともに數へその年の數にした

がひてその身の代の金を定むべしまたその人に仕へし日は人を備ひし日のごとくに數ふべきなり 若なほ遺れ

る年多からばその數にしたがひまたその買れし金に照して贖の金をその人に償ふべし 若またヨベルの年まで

に遺れる年少からばその人とともに計算をなしその年數にてらして贖の金を之に償ふべし 彼のその人に仕ふ

る事は歳雇の傭人のごとくなるべし汝の目の前において彼を嚴く使はしむべからず 彼もし斯く贖はれずば

ヨベルの年にいたりてその子女とともに出べし 是イスラエルの子孫は我の僕なるに因る彼等はわが僕にして

我がエジプトの地より導き出せし者なり我は汝らの神エホバなり

第二十六章

汝ら己のために偶像を作り木像を雕刻べからず柱の像を豎べからずまた汝らの地に石像を立て之を拜むべからず其は我は汝らの神エホバなればなり 汝等わが安息日を守りわが聖所を敬ふべし

我はエホバなり

三 汝等もしわが法令にあゆみ吾が誠命を守りてこれを行はゞ 我その時候に雨を汝らに與ふべし地はその

四 産物を出し田野の樹木はその實を結ばん 是をもて汝らの麥打は葡萄を斂る時にまで及び汝らが葡萄を斂る事

五 は種播時にまでおよばん汝等は飽までに食物を食ひ汝らの地に安泰に住ことを得べし 我平和を國に賜ふべし

六 汝等は安じて寝ることを得ん汝等を懼れしむる者なかるべし我また猛き獸を國の中より除き去ん劍なんぢら

七 汝等は安じて寝ることを得ん汝等を懼れしむる者なかるべし我また猛き獸を國の中より除き去ん劍なんぢら

八 汝等は安じて寝ることを得ん汝等を懼れしむる者なかるべし我また猛き獸を國の中より除き去ん劍なんぢら

九 汝等は安じて寝ることを得ん汝等を懼れしむる者なかるべし我また猛き獸を國の中より除き去ん劍なんぢら

一〇 汝等は安じて寝ることを得ん汝等を懼れしむる者なかるべし我また猛き獸を國の中より除き去ん劍なんぢら

一一 汝等は安じて寝ることを得ん汝等を懼れしむる者なかるべし我また猛き獸を國の中より除き去ん劍なんぢら

一二 汝等は安じて寝ることを得ん汝等を懼れしむる者なかるべし我また猛き獸を國の中より除き去ん劍なんぢら

一三 汝等は安じて寝ることを得ん汝等を懼れしむる者なかるべし我また猛き獸を國の中より除き去ん劍なんぢら

一四 汝等は安じて寝ることを得ん汝等を懼れしむる者なかるべし我また猛き獸を國の中より除き去ん劍なんぢら

一五 汝等は安じて寝ることを得ん汝等を懼れしむる者なかるべし我また猛き獸を國の中より除き去ん劍なんぢら

一六 汝等は安じて寝ることを得ん汝等を懼れしむる者なかるべし我また猛き獸を國の中より除き去ん劍なんぢら

一七 汝等は安じて寝ることを得ん汝等を懼れしむる者なかるべし我また猛き獸を國の中より除き去ん劍なんぢら

イ申一一・一三、一四、 三九・三〇 亞八・ 二五五・二八 結三四・二五 何二 一三三・二三 二六・二八 歌 三六・二八 一七・二五 一五、二八・一一 一二 二九・九 詩 一八 番三・一三 一三三 二二・三 三六・二八 四 二九・一、一四七 五・一七、一四・一五 結 二二三 詩一〇七 夕利二〇・二三 申 五五 六七、三二・二五 口要三〇・二三 結 二九・一、一四七 五・一七、一四・一五 結 二二三 詩一〇七 夕利二〇・二三 申 五五 六七、三二・二五 三四・二六 耳二 一九・二六 基二・九 又結一四・一七 三三八 利二五・二二 一七・二五 八 詩六七・六、八五 へ利二五・一八 伯 九 耶三〇・一〇 ヲ出二・二五 王下 詩七六・二 結三七 一二 結三四・二七、 一一・一八 結三四 九 耶三〇・一〇 ヲ出二・二五 王下 詩七六・二 結三七

一七、一一・二三 ヌ母前二・五詩一一 四九・四 五 聖三三・八 八、三三・二 五・二六、一四・一三 ス申二八・五三 王下 八利二〇・二三 詩
 米六・一五 九・一六四 鐵三四・ 一・一七、二八 一・四 亞七・一四 申 七九・二〇 米六・ 六・一九 哀四・一〇 七・八・五九、八九、
 太利一七・一〇 一六 二八 基一・一〇 二八・二一 耶一四 一四 基一・六 結五・一〇 三八 耶一四・一九
 ク申二八・二五 士二 二・四 耶一九・七 五 賽二五・一一、二六 ア利二六・二四 王下 慶四・六一・二二 二二、二四・一〇、 摩利二六・二一、二四 二代下三四・三、四、七 二尼二・三 耶四・七
 ヤ詩一〇六・四一 三〇・六 一七・二五 結五・ 一八・二六 二九・一七、一八 廢 七 賽五九・一八、六三・ 賽二七・九 結六・ 結六・六
 瑪利二六・三六 詩 三〇・六 一七、一四・一五 結五・ 一八・二六 二九・一七、一八 廢 七 賽五九・一八、六三・ 賽二七・九 結六・ 結六・六
 五三・五 鐵二八・一 三〇・六 一七、一四・一五 結五・ 一八・二六 二九・一七、一八 廢 七 賽五九・一八、六三・ 賽二七・九 結六・ 結六・六
 エ詩一三七・一 賽 七 士五・六 代下一五 一四・一七、二九、 三・一 結四・二六、 一五、八・一八 下三四・五 一〇 結九・六、二 一一

八 また追ものなきに逃ん 汝ら若かくのごとくなるも猶我に聽したがはずば我汝らの罪を罰する事を七倍重すべ

一九 し 我なんぢらが勢力として誇るところの者をほろぼし汝らの天を鐵のごとくに爲し汝らの地を銅のごとくに

二〇 爲ん 汝等が力を用ふる事は徒然なるべし即ち地はその産物を出さず國の中の樹はその實を結ばざらん

二一 汝らもし我に敵して事をなし我に聽したがふことをせずば我なんぢらの罪にしたがひて七倍の災を汝らに

二二 降さん 我また野獸を汝らの中に遣るべし是等の者汝らの子女を攫くらひ汝らの家畜を噬ころしまた汝らの數

二三 を寡くせん汝らの大路は通る人なきに至らん

二四 我これらの事をもて懲すも汝ら改めずなほ我に敵して事をなさば 我も汝らに敵して事をなし汝らの罪

二五 を罰することをまた七倍おもくすべし 我劍を汝らの上にもちきたりて汝らの背約の怨を報さんまた汝らが

二六 その邑々に集る時は汝らの中に我疫病を遣らん汝らはその敵の手に付されん 我なんぢらが杖とするパンを

二七 打くだかん時婦人十人一箇の爐にて汝らのパンを焼き之を稱りて汝らに付さん汝等は食ふも飽ざるべし

二八 汝らもし是のごとくなるも猶我に聽したがふことをせず我に敵して事をなさば 我も汝らに敵し怒りて

二九 事をなすべし我すなはち汝らの罪をいましむることを七倍おもくせん 汝らはその男子の肉を食ひまたその

三〇 女子の肉を食ふにいたらん 我なんぢらの崇邱を毀ち汝らの柱の像を斫たふし汝らの偶像の尸の上に汝らの

三一 死體を投すて吾心に汝らを忌きはん またなんぢらの邑々を滅し汝らの聖所を荒さんまた汝らの祭物の馨し

三三 香を聞き 三三 我その地を荒すべければ汝らの敵の其處に住る者これを奇しまん 三三 我なんぢらを國々に散し劍

三三 香を聞き 三三 我その地を荒すべければ汝らの敵の其處に住る者これを奇しまん 三三 我なんぢらを國々に散し劍

三四 斯その地荒はて、汝らが敵の國に居んその間地は安息を樂まん即ち斯る時はその地やすみて安息を樂むべ

三五 是はその荒てをる日の間息まん汝らが其處に住たる間は汝らの安息に此休息を得ざりしなり 三六 また汝ら

三六 中の遺れる者にはその敵の地において我これに恐懼を懐かしめん彼等は木葉の搖く聲にもおどろきて逃げその

三七 逃る事は劍をさけて逃るがごとくまた追ものもなきに顛沛ばん 三九 彼等は追ものも無に劍の前にあるが如くたが

三八 ひに相つまづきて倒れん汝等はその敵の前に立ことを得じ 三九 なんぢ等はもろもろの國の中において滅うせん

三九 なんぢらの敵の地なんぢらを呑つくすべし 三九 なんぢらの中の遺れる者はなんぢらの敵の地においてその罪の中

四〇 瘠衰へまた己の身につけるその先祖等の罪の中に瘦衰へん 四〇 かくて後彼らその罪と其の先祖等の罪および己が我に悖りし咎と我に敵して事をなせし事を懺悔せん

四一 我も彼等に敵して事をなし彼らをその敵の地に曳いたりしが彼らの割禮を受ざる心をれて卑くなり甘んじて

四二 その罪の罰を受るに至るべければ 四二 我またヤコブとむすびし吾が契約およびイサクとむすびし吾が契約を追憶

四三 したまたアブラハムとむすびしわが契約を追憶し且その地を眷顧ん 四三 彼等その地を離るべければ地は彼等の之に

四四 居る者なくして荒てをる間その安息をたのしまん彼等はまた甘んじてその罪の罰を受ん是は彼等わが律法を蔑如に

四四 しその心にわが法度を忌きらひたればなり 四四 かれ等斯のごとくに至るもなほ我彼らが敵の國にをる時にこれを

イ耶九・二一、二五、 六四 詩四四・一一 ホ利二五・二 六五 尼一・八 耶 何五・一五 亞一〇 一八 約登一・九 下二二・六、七、
一一、一八 耶九・一六 結二二 へ結二一・七、二二、一 三二五、二九・一 九 耶六・一〇、九・二 一一 三三二・二六、
口申二八・三七 王上 一五、二〇・二三、 五 五、一六 二、一三結四・一七、 九 民五・七 王上八、 五、二六 結四四・七 三三三・一一、一三
九・八 耶一八・一六、 二二・一五 亞七、 卜利三六・一七 伯 里書七・二二、二三 士 六・九、二〇・四三、 三三、三五、四七 尼 徒七・五一 羅二、 力出二・二四、六・五
一九・八 結五・一五 一四 一五・二二 彼二八 二、二四 二四・二三、 三三、 九・二 羅二八・二三 二九 西二・一一 詩一〇六・四五 結
ハ申四・二七、二八、 二代下三六・二一 一、一 又申四・二七、二八、 一〇、三六・三一 何九・三、四 路一五 王上二二・二九 代 一六・六〇

ヨ詩一三六・二三
タ利二六・三四、三五
シ利二六・二五
ソ申四・三一 王下二
三・二三 羅一・二
ツ羅一・二八
ナ利二七・三四 申六
ラ利二二・三三、二五
ウ民六・二 士一・一
ネ特九八・二 結二〇
・二、二二・二、三三
・三八
・九、一四、二二
・四 約一・一七
ム利二五・一
三〇、三一、三九 母
前一・二一、二八
井出三〇・一三

棄すてずまたこれを忌いきらはじ斯かく我われかれらを滅ほろぼし盡つくしてわがかれらと結むすびし契けい約やくをやぶることを爲せざるべし我われは彼かれらの神かみエホバなり 我われかれらの先せん祖そ等たちとむすびし契けい約やくをかれらのために追おも憶ひさん彼かれらは前まへに我われがその神かみとならんとて國くに々の人ひとの目めの前まへにてエジプトの地ちより導みちびき出いせし者ものなり我われはエホバなり
是こ等らはすなはちエホバがシナイ山やまにおいて己おのれとイスラエルの子孫ひとぐの間あひだにモーセによりて立たたまひし法のり度りと條さだ規めと律おきて法きなり

第二十七章

一 エホバ、モーセに告つひて言いたまはく 二 イスラエルの子孫ひとぐにつけてこれに言いへ人ひともし誓せい願ぐわんをかけなばなんぢの估ねづ價もりにしたがひてエホバに献そさめ納もの物をなすべし 三 なんぢの估ねづ價もりはかくすべしすなはち二十歳さいより六十歳さいまでは男をとこには其その價ねを聖よき所ところのシケルに循したがひて五十シケルに估ねづり 四 女をんなにはその價ねを三十シケルに估ねづるべし 五 また五歳さいより二十歳さいまでは男をとこにはその價ねを二十シケルに估ねづり 六 女をんなにはその價ねを十シケルに估ねづるべし 七 また五歳さいより十歳さいまでは男をとこにはその價ねを銀ぎん五シケルに估ねづり 八 女をんなにはその價ねを銀ぎん三シケルに估ねづるべし 九 また十歳さいより十五歳さいまでは男をとこにはその價ねを銀ぎん三シケルに估ねづり 十 女をんなにはその價ねを銀ぎん二シケルに估ねづるべし 十一 また十五歳さいより二十歳さいまでは男をとこにはその價ねを銀ぎん五シケルに估ねづり 十二 女をんなにはその價ねを銀ぎん三シケルに估ねづるべし 十三 また二十歳さいより三十歳さいまでは男をとこにはその價ねを銀ぎん十シケルに估ねづり 十四 女をんなにはその價ねを銀ぎん七シケルに估ねづるべし 十五 また三十歳さいより四十歳さいまでは男をとこにはその價ねを銀ぎん十五シケルに估ねづり 十六 女をんなにはその價ねを銀ぎん十シケルに估ねづるべし 十七 また四十歳さいより五十歳さいまでは男をとこにはその價ねを銀ぎん二十シケルに估ねづり 十八 女をんなにはその價ねを銀ぎん十五シケルに估ねづるべし 十九 また五十歳さいより六十歳さいまでは男をとこにはその價ねを銀ぎん三十シケルに估ねづり 二十 女をんなにはその價ねを銀ぎん二十シケルに估ねづるべし 二十一 また六十歳さいより七十歳さいまでは男をとこにはその價ねを銀ぎん四十シケルに估ねづり 二十二 女をんなにはその價ねを銀ぎん三十シケルに估ねづるべし 二十三 また七十歳さいより八十歳さいまでは男をとこにはその價ねを銀ぎん五十シケルに估ねづり 二十四 女をんなにはその價ねを銀ぎん四十シケルに估ねづるべし 二十五 また八十歳さいより九十歳さいまでは男をとこにはその價ねを銀ぎん六十シケルに估ねづり 二十六 女をんなにはその價ねを銀ぎん五十シケルに估ねづるべし 二十七 また九十歳さいより百歳さいまでは男をとこにはその價ねを銀ぎん七十シケルに估ねづり 二十八 女をんなにはその價ねを銀ぎん六十シケルに估ねづるべし 二十九 また百歳さいより百五十歳さいまでは男をとこにはその價ねを銀ぎん八十シケルに估ねづり 三十 女をんなにはその價ねを銀ぎん七十シケルに估ねづるべし 三十一 また百五十歳さいより二百歳さいまでは男をとこにはその價ねを銀ぎん九十シケルに估ねづり 三十二 女をんなにはその價ねを銀ぎん八十シケルに估ねづるべし 三十三 また二百歳さいより二百五十歳さいまでは男をとこにはその價ねを銀ぎん百シケルに估ねづり 三十四 女をんなにはその價ねを銀ぎん九十シケルに估ねづるべし 三十五 また二百五十歳さいより三百歳さいまでは男をとこにはその價ねを銀ぎん百二十シケルに估ねづり 三十六 女をんなにはその價ねを銀ぎん百シケルに估ねづるべし 三十七 また三百歳さいより三百五十歳さいまでは男をとこにはその價ねを銀ぎん百五十シケルに估ねづり 三十八 女をんなにはその價ねを銀ぎん百二十シケルに估ねづるべし 三十九 また三百五十歳さいより四百歳さいまでは男をとこにはその價ねを銀ぎん二百シケルに估ねづり 四十 女をんなにはその價ねを銀ぎん百五十シケルに估ねづるべし 四十一 また四百歳さいより四百五十歳さいまでは男をとこにはその價ねを銀ぎん二百五十シケルに估ねづり 四十二 女をんなにはその價ねを銀ぎん二百シケルに估ねづるべし 四十三 また四百五十歳さいより五百歳さいまでは男をとこにはその價ねを銀ぎん三百シケルに估ねづり 四十四 女をんなにはその價ねを銀ぎん二百五十シケルに估ねづるべし 四十五 また五百歳さいより五百五十歳さいまでは男をとこにはその價ねを銀ぎん三百五十シケルに估ねづり 四十六 女をんなにはその價ねを銀ぎん三百シケルに估ねづるべし 四十七 また五百五十歳さいより六百歳さいまでは男をとこにはその價ねを銀ぎん四百シケルに估ねづり 四十八 女をんなにはその價ねを銀ぎん三百五十シケルに估ねづるべし 四十九 また六百歳さいより六百五十歳さいまでは男をとこにはその價ねを銀ぎん四百五十シケルに估ねづり 五十 女をんなにはその價ねを銀ぎん四百シケルに估ねづるべし 五十一 また六百五十歳さいより七百歳さいまでは男をとこにはその價ねを銀ぎん五百シケルに估ねづり 五十二 女をんなにはその價ねを銀ぎん四百五十シケルに估ねづるべし 五十三 また七百歳さいより七百五十歳さいまでは男をとこにはその價ねを銀ぎん五百五十シケルに估ねづり 五十四 女をんなにはその價ねを銀ぎん五百シケルに估ねづるべし 五十五 また七百五十歳さいより八百歳さいまでは男をとこにはその價ねを銀ぎん六百シケルに估ねづり 五十六 女をんなにはその價ねを銀ぎん五百五十シケルに估ねづるべし 五十七 また八百歳さいより八百五十歳さいまでは男をとこにはその價ねを銀ぎん六百五十シケルに估ねづり 五十八 女をんなにはその價ねを銀ぎん六百シケルに估ねづるべし 五十九 また八百五十歳さいより九百歳さいまでは男をとこにはその價ねを銀ぎん七百シケルに估ねづり 六十 女をんなにはその價ねを銀ぎん六百五十シケルに估ねづるべし 六十一 また九百歳さいより九百五十歳さいまでは男をとこにはその價ねを銀ぎん七百五十シケルに估ねづり 六十二 女をんなにはその價ねを銀ぎん七百シケルに估ねづるべし 六十三 また九百五十歳さいより千歳さいまでは男をとこにはその價ねを銀ぎん八百シケルに估ねづり 六十四 女をんなにはその價ねを銀ぎん七百五十シケルに估ねづるべし 六十五 また千歳さいより千五百歳さいまでは男をとこにはその價ねを銀ぎん九百シケルに估ねづり 六十六 女をんなにはその價ねを銀ぎん八百五十シケルに估ねづるべし 六十七 また千五百歳さいより二千歳さいまでは男をとこにはその價ねを銀ぎん千シケルに估ねづり 六十八 女をんなにはその價ねを銀ぎん九百シケルに估ねづるべし 六十九 また二千歳さいより二千五百歳さいまでは男をとこにはその價ねを銀ぎん千五百シケルに估ねづり 七十 女をんなにはその價ねを銀ぎん千シケルに估ねづるべし 七十一 また二千五百歳さいより三千歳さいまでは男をとこにはその價ねを銀ぎん千五百五十シケルに估ねづり 七十二 女をんなにはその價ねを銀ぎん千五百シケルに估ねづるべし 七十三 また三千歳さいより三千五百歳さいまでは男をとこにはその價ねを銀ぎん千六百シケルに估ねづり 七十四 女をんなにはその價ねを銀ぎん千五百五十シケルに估ねづるべし 七十五 また三千五百歳さいより四千歳さいまでは男をとこにはその價ねを銀ぎん千七百シケルに估ねづり 七十六 女をんなにはその價ねを銀ぎん千六百シケルに估ねづるべし 七十七 また四千歳さいより四千五百歳さいまでは男をとこにはその價ねを銀ぎん千七百五十シケルに估ねづり 七十八 女をんなにはその價ねを銀ぎん千七百シケルに估ねづるべし 七十九 また四千五百歳さいより五千歳さいまでは男をとこにはその價ねを銀ぎん千八百シケルに估ねづり 八十 女をんなにはその價ねを銀ぎん千七百五十シケルに估ねづるべし 八十一 また五千歳さいより五千五百歳さいまでは男をとこにはその價ねを銀ぎん千八百五十シケルに估ねづり 八十二 女をんなにはその價ねを銀ぎん千八百シケルに估ねづるべし 八十三 また五千五百歳さいより六千歳さいまでは男をとこにはその價ねを銀ぎん千九百シケルに估ねづり 八十四 女をんなにはその價ねを銀ぎん千八百五十シケルに估ねづるべし 八十五 また六千歳さいより六千五百歳さいまでは男をとこにはその價ねを銀ぎん千九百五十シケルに估ねづり 八十六 女をんなにはその價ねを銀ぎん千九百シケルに估ねづるべし 八十七 また六千五百歳さいより七千歳さいまでは男をとこにはその價ねを銀ぎん二千シケルに估ねづり 八十八 女をんなにはその價ねを銀ぎん千九百五十シケルに估ねづるべし 八十九 また七千歳さいより七千五百歳さいまでは男をとこにはその價ねを銀ぎん二千五十シケルに估ねづり 九十 女をんなにはその價ねを銀ぎん二千シケルに估ねづるべし 九十一 また七千五百歳さいより八千歳さいまでは男をとこにはその價ねを銀ぎん二千五百シケルに估ねづり 九十二 女をんなにはその價ねを銀ぎん二千五十シケルに估ねづるべし 九十三 また八千歳さいより八千五百歳さいまでは男をとこにはその價ねを銀ぎん二千五百五十シケルに估ねづり 九十四 女をんなにはその價ねを銀ぎん二千五百シケルに估ねづるべし 九十五 また八千五百歳さいより九千歳さいまでは男をとこにはその價ねを銀ぎん二千六百シケルに估ねづり 九十六 女をんなにはその價ねを銀ぎん二千五百五十シケルに估ねづるべし 九十七 また九千歳さいより九千五百歳さいまでは男をとこにはその價ねを銀ぎん二千六百五十シケルに估ねづり 九十八 女をんなにはその價ねを銀ぎん二千六百シケルに估ねづるべし 九十九 また九千五百歳さいより一萬歳さいまでは男をとこにはその價ねを銀ぎん二千七百シケルに估ねづり 百 女をんなにはその價ねを銀ぎん二千六百五十シケルに估ねづるべし

九 人ひともしそのエホバに禮そな物ものとして獻ささめるところの牲けもの畜うちの中うちを取り誓せい願ぐわんの物ものとなしてエホバに獻ささめるときは其その物ものは都すべて聖よきし 一〇 これ之これを更あらたむべからずまた佳よきを惡あしきに惡あしきを佳よきに易かふべからず若もし牲けもの畜うちをもて牲けもの畜うちに易かふことをせば其それと其それに易かへたる者ものともに聖よきなるべし 一一 もし人ひとのエホバに禮そな物ものとして獻ささめるところの汚けがれたる畜けもの畜うちの中うちならばその畜けもの畜うちを祭司さいしの前まへに牽ひいたるべし 一二 祭司さいしはまたその佳よし惡あしにしたがひてこれが估ねづ價もりをなすべし即すなちその價ねは

三 祭司の估るところによりて定むべきなり 三三 其人若これを贖はんとせばその估る價にまた之が五分の一を加ふべし (イ)

四 一人ももしその家をエホバに聖別さへげたる時は祭司その佳惡にしたがひて之が估價を爲べし即ちその價は祭司の估るところによりて定むべきなり 一五 其人もし家を贖はんとせばその估價の金にまた之が五分の一を加ふべし然せば是は自分の有とならん (ロ)

一六 一人ももしその遺業の田野の中をエホバに獻る時は其處に撒るゝ種の多少にしたがひてこれが估價をなすべし

一七 即ち大麥の種一ホメルを五十シケルに算べきなり 一七 一人ももしその田野をヨベルの年より獻たる時はその價は汝の估

一八 れる所によりて定むべし 一八 一人ももし又その田野をヨベルの後に獻たる時は祭司そのヨベルの年までに遺れる年の數

一九 にしたがひてその金を算へこれに準じてその估價を減すべし 一九 一人ももしその田野を獻たる者若これを贖はんとせばその

二〇 估價の金の五分の一をこれに加ふべし然せば是はその人に歸せん 二〇 一人ももし然ど若その田野を贖ふことをせず又はこれ

二一 を他の人に賣ことをなさば再び贖ふことを得じ 二一 一人ももしその田野はヨベルにおよびて出きたる時は永く奉納たる田野

二二 のごとくエホバに歸して聖き者となり祭司の産業とならん 二二 一人ももし若また自己が買たる田野にしてその遺業にあらざ

二三 る者をエホバに獻たる時は 二三 一人ももし祭司その人のために估價してヨベルの年までの金を推算べし彼は汝の估れる金高

二四 をその日エホバにたてまつりて聖物となすべし 二四 一人ももしヨベルの年にいたればその田野は賣主なるその本來の所有主

二五 に歸るべし 二五 一人ももし汝の估價はみな聖所のシケルにしたがひて爲べし二十ゲラを一シケルとなす

二六 但し牲畜の初子はエホバに歸すべき初子なれば何人もこれを獻べからず牛にもあれ羊にもあれ是はエホバ

イ利二七・一五、一九 二利二七・二三 へ利二七・二八 三利二五・一〇、二五 ル出三〇・二三 民三 一 出三一・二、
口利二七・一三 ホ利二五・一〇、二八、 ト民一八・一四 結 一 四七、一八・一六 二二・三〇 民一八
ハ利二五・一五、一六 三一 四四・二九 又利二五・二八 結四四・二二 一七申一五・一九

ワ利二七・一一一—一三 ヨ民二一・二二—三 下三一・五、六、一一二 レ利二七・一三 一四
カ利二七・二一—書六 タ創二八・二二—民 尼一三・一一—馬三 ソ耶三三・一三—結 ツ利二七・一〇
・二七一—九 一八・二二—二四代 八、一〇 二〇・三七—米七・ネ利二六・四六

二七 の所屬なり 若し汚たる畜ならば汝の估價にしたがひこれにその五分の一を加へてその人これを贖ふべし若こ

れを贖ふことをせずば汝の估價にしたがひて之を賣べし

二八 但し人がその凡て有る物の中より取て永くエホバに納めたる奉納物は人にもあれ畜にもあれその遺業の

二九 田野にもあれ一切賣べからずまた贖ふべからず奉納物はみなエホバに至聖物たるなり 又また人の中永く奉納ら

れて奉納物となれる者も贖ふべからず必ず殺すべし

三〇 地の十分の一は地の産物にもあれ樹の果にもあれ皆エホバの所屬にしてエホバに聖きなり 人もしその

三二 獸の十分の一を贖はんとせば之にまたその五分の一を加ふべし 牛または羊の十分の一については凡て杖の下

三三 を通る者の第十番にあたる者はエホバに聖き者なるべし 其の佳惡をたづぬべからずまた之を易べからず若こ

れを易る時は其とその易たる者ともに聖き者となるべしこれを贖ふことを得ず

三四 是等はエホバがシナイ山においてイスラエルの子孫のためにモーセに命じたまひし誠命なり

レ ビ 記 を は り